

第10回平成19年6月定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成19年6月18日

開閉会日時 午前9時30分 ~ 午後3時08分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	12番	多田正成
3番	上山光正	13番	今田博文
4番	廣野安樹	14番	森本敏軌
5番	小林庸夫	15番	谷口忠弘
6番	家城功	16番	有吉正
7番	伊藤幸男	17番	服部博和
8番	浪江郁雄	18番	糸井満雄
9番	井田義之		

2. 欠席議員

11番 勢旗毅

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	平野勝彦	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計室長	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課主幹	西原正樹	福祉課長	岡田康利

5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) 勢旗議員は少し所用のため本日欠席という届けが出ておりますので、報告いたします。なお、山崎建設課長は病気療養のため本会議欠席ということで、西原主幹に出席を願っております。なお、町長はどうしても処理すべき事務があるので、少し遅刻するという旨の連絡がありましたので、以上3点報告を申し上げておきたいと思います。

ただいまの出席議員は17人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程にしたがい進めたいと思います。

15日に引き続き、一般質問を続行します。

それでは、15番、谷口忠弘議員の一般質問を許します。

15番、谷口忠弘議員。

暫時休憩。

(休憩 午前 9時30分)

(再開 午前 9時33分)

議長(糸井満雄) 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

15番、谷口忠弘議員。

15番(谷口忠弘) おはようございます。

それでは議長のお許しを得、事前通告に従いまして一般質問をいたします。

私は教育問題について何点か質問をいたします。私は議員歴もまだ浅く、過去委員会所属も産業建設常任委員会ばかりで、教育問題には疎く、また私の子どもも既に社会人となり、議員という立場を除けば、学校とは無縁の身であります。また私は、以前PTAの役員をしたときに、最初のあいさつの中で教育に疎い私が役員になったとまどいや、子どもなんて親の背中を見て育つぐらいの教育論しか持ち合わせておりませんといあいさつをさせていただきました。この点は、今も変わりはありませんが、しかし約15年前の私が役員をしていたころと今とは、随分世の中も変わり、教育も変貌を遂げておりますので、余り的外れな質問をしてはいけませんので、先日、加悦小学校や加悦中学校を訪れ、校長先生や教頭先生にお話を伺ってきました。しかし、いまだ理解していないところもたくさんありますので、もし間違っていればご示唆をいただければと思っております。

また教育問題は奥が深く、いろんな多様な意見もあろうかと思いますが、私の教育に対する思いも伝えたいと思いますので、よろしくご答弁をお願いします。また答弁に際しましては、質問の中で指名しておりますが、答弁者は教育長、教育委員長、それぞれお任せしますのでよろしくをお願いします。さてそれでは質問に入らせていただきます。

昨年、教育基本法が改正されました。この法律は昭和22年に制定されたもので、約60年という長きにわたって日本教育の基本を形成してきました。私も教育基本法のもとで学んだ世代であります。この基本法は、アメリカの占領下であり、日本国憲法の精神を教育に反映することを目的としていました。ここで日本古来の伝統を教えるという日本側の案に対して、これを削減したことで多くの国で教育の基本とされている愛国心や徳育の教育を教えない国となりました。一

部の人の中には、愛国心と言っただけで戦争に国民を駆り立てた特別の役割を持った言葉だと言われる方がいるようだが、私は素直に国を愛する心と解釈すればいいと思っております。また、昭和22年以前では、教育勅語があり、公共の思想を基本として日本の伝統を守り、近代国家の建設を図るといふ、明治の精神の勅語という形で教育の指針としていました。これは昭和24年にアメリカ軍の圧力によって廃止されました。先般、安倍首相のもと、教育再生会議第二次報告の中で、学習指導要領を改定し、徳育を新たな教科と位置づけるこの意義は大きく、私としては大変歓迎するところであります。

現在学校では、道徳の時間を週1時間で年間35時間学習指導要領で決められています。私もぜひ道徳の時間を学校へ行き、参観をしたかったのですが行けず、本町での論評は避けませんが、一般的には進路指導や人権問題など、別の事業に振り向けられるケースも多く、まだ副読本などを使って行われているものの、学校や教師によって授業内容に大きな差があるように言われています。

私は、今回新たな教科として位置づけられる徳育は、教育の基本であり、その上で子どもたちにはみずからの能力を十分に発揮して、国家や社会に誇りを持って貢献することをさせる教育が求められると思うが、教育長は今、先日森本議員の質問で少し答えられましたが、教育再生会議で言われている徳育教育の必要性について、どのように思っておられるのか、ご所見をお伺いしたいと思えます。

そして今私は、戦後の教育は個人の尊厳が教育の基本になり、何を教育すればよいかは明確にされないままで約60年過ぎたように思う。よく言われるように、個性教育という名のもとに、画一教育が行われる、子どもの権利が強調され本来子どもに対して教育すべき国家、社会への貢献や協調、家庭内での役割、みずからの能力開発などが対象外とされてきました。ことさら平等を強調してきた感が強いように思います。

また、これに輪をかけてゆとり教育の問題であります。2002年には学校週5日制がスタートし、あわせてみずからが学び考える力を育成することを目的にした総合的な学習の時間が実施されています。これは地域の歴史や体験学習、ボランティア活動など、いろんなプログラムが各学校によって考えられているようだが、すべてを否定するものではないが、基礎学力向上に向けての学習時間を削ってでも、また今回導入されようとしている徳育の時間を考えても、今行われている総合的な学習の時間が有効的な学習の時間となり得ていないように感じるが、教育長の率直なお考えをお聞きしたい。

また次に、学力低下が問題になっている中で、本年5月24日に実に43年ぶりに全国一斉学力テストが実施されました。本町での小中学校でも実施されたと聞いております。以前このテストは学校の成績競争をあまり、学校の序列化が進むとして1964年に廃止されました。今回の実施にしても、一部から反対が出てきているが、全国学力テストでは全国の平均と比べて各学校、クラス、自分の力などがどういう状況にあるかを掌握でき、今後の学力向上につなげていく判断材料として必要であると考え、また同時に、子どもたちに競争意識を高めることもまた必要と考えるが、本町では今回の学力テストをどう位置づけ、結果活用をどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

またこれに関連して、本町では既に実施されている習熟度による段階的学習の取り組みについ

て質問をいたします。この取り組みについては、私は評価するもので、それぞれの子もたちの学力に見合った授業内容でないともますます学力の格差が広がり、勉強に意欲がわいてこなくなってしまうので、この取り組みは結果的には全体の底上げにつながるものであると思います。今後もあるんな分野での試みが必要と思うが、今現在、どのような形で段階的学習の取り組みがなされているのか、本町での実情をお伺いします。

次に、今後押し寄せてくる教育の課題について質問をいたします。

一つ目は、学校選択制の問題であります。これも教育再生会議の第2次報告の中に盛り込まれている一つで、この問題についても先日上山議員が質問をされました。教育委員会は地域の实情に留意して、保護者が自由に学校を選択できるようにし、また児童生徒が多く集まる学校に対しても、実績に応じて予算配分するとなっています。この制度では、内閣府の調査では小中学校で約15、6%が導入しているそうであります。また保護者がアンケートでは、64%と賛成の声が大変多いようであります。しかしこの制度については、地域の子どもは地域で育てるのは基本であるとか、地域で取り残される学校が出る不幸な時代になるといった批判もたくさんあります。本町では、学校の統廃合の問題もありますし、都市部とローカルでは学校の置かれている実情がかなり違うので、本町では緊急課題性に乏しいかもしれませんが、この学校選択制について教育委員会の所見をお伺いしたいと思います。

二つ目は、2学期制の導入であります。この2学期制は1年を4月1日から9月30日と、10月1日から3月31日にわけ、2つの学期としているもので、京都市内では既に幾つかの小中学校で実施されているようにお聞きしています。この目的は、大きくわけて2つあり、1つは、夏休みを10時間ほど削減して、学習時間の確保につなげる、もう1つは、先生の通知表、成績表の作成が2回になるため、仕事量の削減につながり、強いては教育の中身が充実が図れることでもあります。しかしながらまた一方で、父兄からはかなりの批判の声があると聞いています。今後、この波が押し寄せてくるか否かはわかりませんが、この問題についての当局のお考えをお聞きいたします。

最後に三つ目は、公開授業についてであります。5月23日の京都新聞の夕刊で、地域住民と机を並べ学ぶ中学生、京で新寺小屋開校という記事が載ってありました。これは地域住民や保護者に授業を公開し、学習の場を提供するというもので、中学生と机を並べて短歌、俳句、美術などを学び、生涯学習や趣味、日常生活に役立ててもらおうのがねらいだそうです。この授業時間は先ほど触れた総合的な学習の時間の活用だそうです。私は、先ほど述べたように、総合的な学習の時間というあやふやなものではなくて、基礎的な学力向上や徳育教育にその時間を振り向けるべきだと主張するものであります。私自身、学校へ行っているんな勉強もしたいという気持ちも持ち合わせており、複雑なところあります。こういった試みを今後本町で取り入れることもあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

以上、いろんな質問を多岐にわたりましたが、よろしくご答弁をお願いし、1回目の質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） おはようございます。本日の第1番目の谷口議員の私への質問にお答えさせてい

たきます。教育長または教育委員長となっておりますわけでございますけれども、私の方で答弁をさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

まず、お尋ねの国や社会に誇りを持つ子どもを育てるべきだという中で、徳育、また道徳教育について教育長はどのようにお考えかというご質問ですが、やはり前回も述べましたように、教育のその目標が人格の完成というところにあるわけでございますので、その人格はやはり知・徳・体だというふうに一般に言われています。それらがバランスがとれて、そして人格は完成されていくものだ、そのように考えるわけでございます。したがって、徳育あるいは道徳的な素養をやはり身につけるといふことは、これは教育の目標として当然のことだと、そのように考えておる次第でございます。

それから次に、本町での道徳教育のあり方、取り組みについてご質問でございますけれども、以前森本議員、あるいは多田議員等のご質問の中でも触れさせていただきました。お説のとおり、今週1時間、年間35時間、道徳の時間という、そういう教育活動の位置づけの中で行われております。多くなりますけれども、本町におきましては、一応その新町になりましてから、先般も触れましたように、副読本を一人一人に給付いたしまして、それらを活用してもらう中で、道徳教育に取り組んでいるわけでございます。

それからまた、この道徳教育は現行の学習指導要領の中では、ただその時間だけで行うものではないと、あらゆる教育活動の中でそれらを行っていくというふうになっているわけでございます。だから、子どもたちが教育活動をしていく中で、指導する教員の方は、それぞれ大事なところでそれらのことを指導していることとなります。例えば、何か運動会でも行うときには、いろいろなルールをつくっていきます。約束事をしていきます。やはりそれらをやはり守るべきだということも、これは規範意識を育てていく大きな要因でございますので、そうした形の中で日ごろ取り組んでいるところでございます。

それから次に、総合的な学習の時間についてのお尋ねがありました。総合的な学習の時間と申しますのは、現行の指導要領の中で新しく登場してきたわけですが、いわゆるこれは教科横断的な学習をしていく時間というふう位置づけられておるわけでございます。いわゆる日々は各教科に科目にのっとった教育活動をしております。それらを踏まえた上で、いわゆるそれを総合的に生かしていくその学習と言ったらいいでしょうか。つまり学問というものは、すべてそういうものであると思います。いわゆる細分化、専門化していきまると、国語なら国語、算数なら算数、数学なら数学とか理科とか、そうなりますけれども、私たちの頭の中には、それらは常に総合的にあるものであると思います。つまり、学問自体はそうしたものであり、初めて総合的にそれらが理解され、そして統一されて、自分のものになっていく、それが我々の生活の中で生きていっている学力だと思ひます。その意味で、本当の勉強というものは、そういうものであるはずでございます。ところが、これは教科書もございませんし、それからいろいろな資料等もまだ日が浅いものですから、いろいろございません。それこそ教員がどのようなテーマでもってその学習をしていくかという、非常にある意味では扱いにくい教科に、時間になっていることは、もう事実でございます。

私、見ますと、これが新しく位置づけられるときに、常に先生方には申しておったことがあるわけでございますけれども、これこそ教員の資質能力が問われる、一番大きな時間だと、そのよ

うに思っておるわけでございます。したがって、今現在、議員ご指摘のような形でこの時間がある意味では趣旨どおり活用されていない事実は私はあると思っております。しかしながら、京都府、そして本町におきましては、その時間がほかの時間に流用されたり、置きかえられたり、そうした実態はございません。京都府教育委員会といたしましても、この総合的な学習時間の充実というのは、かなり重視しております、またこれへの指導につきましても、資料等も提供し、そしてこれの充実に努めておりますので、京都府そしてまた本町において、この総合的な学習の時間が、議員先ほど例としてあげられましたようなほかのことに活用されているという事実はございません。

いずれにしましても、この総合的な学習の時間を通して、いろいろなテーマのもとで子どもたちが日ごろ学習した成果をその中に反映させる、あるいはこの学習活動を行っていく中で、新しいことの勉強の必要性、そうしたことを考えながらこの授業を展開しているところでございます。

それから次に、議員さんの順番でいきますと、先般行われました全国一斉学力テストについてでございます。本町のこの位置づけについては、この全国一斉学力テストが話題になりましたときに、畠山議員からご質問があったと思っております。そのときに、私はそのときに独善的にならないようにということをお答えさせていただきましたと思っております。いわゆる本町におきまして、学力の充実、向上ということにつきましては、非常に重視し、学校教育の大きな目標にあげさせてもらっているところでございます。これは京都府教育委員会も同じでございます、この学力というもの、特に私におきましては、生きる力の教科活動でのやはり中核をなすというものにつきましては、学力というものはこれはもう否定できないこととございまして、極言すれば、学校の教育活動はこの学力を充実する中で生きる力の核をつくるということにあるのではないかと申えらる、そのように考えている次第でございます。

したがって、先生方、非常に頑張ってもらっておるわけでございますけれども、それが京都府の位置づけは若干わかるわけでございますけれども、全国的な中での水準の把握ということ、業者のテストなんかも取り組んでおりますけれども、いわゆるそれは全部の学校が参加したというわけにはいきませんので、今回の学力テストにつきましては、90%以上の学校が参加して行われていますので、全国のレベルを知っていく上には非常に意義があると、そのような考え方で取り組みをさせていただきました。

それからその活用でございますけれども、これにつきましては、実は京都府教育委員会はこの学力の向上対策としまして、もう12年ほど前になりますか、小学校の4年生と6年生で基礎学力診断テストというのを4月に実施しております。そして本年度の場合でも、実施しまして、先週末その結果がまいっております。この目的につきましては、ある意味では京都府における自校の学力の位置づけといえますか、がわかることは事実でございます。

しかしながら、これの大きな目的は、この結果を授業改善、授業方法の工夫改善に資するというところでやっているわけでございます。つまり、基礎学力診断テストにつきましては、例えば国語なら国語、それぞれの聞くとか話すと、いろいろな領域があるわけなんです。それから算数にしましても、計算だとか図形だとか、そうしたいろいろな分野があります。それらについて、すべて正答率が上がりますので、そうしますと、それを参考にして、各学校におきましては授業の改善をどうするか、あるいはより子どもたちが理解度を深めていくためにはどういう教授法が

いいのかという、そういうことに資するために活用しているわけでございます。

したがって、全国の学力テストにおきましても、当然単なる点数、それが全国的にどのレベルであったかということだけにその的を絞った受けとめ方ではなく、現在十数年実施してきていますその基礎学力診断テストと同じような活用の仕方で行きたいと、そのように考えておられるわけでございます。そして、それが本町の子どもたちの学力の向上につながることで、単なる点数だけを見るのではなく、本当に子どもたちがしっかりと学力を身につけていく方便に使いたいと、そのように考えておられるところでございます。

それから次に、今後教育改革の課題についてということにつきまして、三つのご質問があります。第一は、学校選択制の問題でございます。はっきりと学校間の競争意識というふうに通告文にはお書きでございます。これにつきましては、上山議員の最初のご質問で答弁させていただきましたので、あえてもう詳しくは申しませんが、やはり学校間の競争ということ、これはまさにこれは私は教育へのいわゆる市場原理のそのものだと思っております。したがって、極論しますと、評価の悪い学校はつぶれていくという、そういう話になるわけでございます。果たしてそれが地域の子どもたちの教育にとって好ましいことであるのか、あるべき姿であるかと考えますときに、私はそうではないと思っております。したがって、安易に学校選択制を導入するということは、できないと思っております。その意味では、慎重を期さなければならない。確かに一方で、子どもに義務教育を受けさせる義務を有している親が、自分の子どもをどこで学ばせるかということにつきまして、その裁量がふえるということについては、これは確かにいいことかもしれません。しかし、教育というものは、前にも申しましたように、やはりその住んでいるそのコミュニティの中で行われていくもの、その力が大きいということを考えてときに、一概にすべてでそれで解決されるというふうには私は考えておりません。

それから次に、2学期制の導入でございます。これにつきましては、きっかけになりましたのは、やはり学校の5日制だと私は認識しております。早いところでは、もう平成13、4年だったと思いますけれども、金沢市なんかが一番早く導入をしていきました。その背景には、議員さん先ほどあげておりましたけれども、これは授業時間数確保というところが多くあるわけでございます。いわゆる5日制になりまして、当初は月1回でございましたけれども、少なくとも、少なくなったわけでございます。それを補うために2学期制ということが出てきました。それにつきまして、これはいろいろこれまた論議があるわけございました。

推進派の方々のご意見は、先ほど議員さんあげられましたその2点に集約されると思います。夏休みが有効に活用できるとか、それからいわゆる学期末の教員の事務処理ですね、いわゆる通信簿をつくったりする、その時間が3回が2回に減りますので、その間にとられる時間を子どもたちの教育の時間へ振りむけるという、そういう論拠でございます。しかし一方で、3学期制を支持される方々というのは、一つはなじんできていたと言えばそれまでですが、日本の気候、風土によくあっているという論拠があります。それともう一つは、これは大きな声では言えませんが、やはり子どもたち、特に年齢が上がっていくにしたがって、やはり試験があるから勉強するというんですね。そういう言い方をすると具合は悪いわけですが、やはり1学期習ったこと、学習してきたことを試験があるから、そのときに振り返って復習をしていくと、その中で学力が定着するというわけです。これは私もそのとおりだろうと思っております。

す。

したがいまして、既に府立高校の中では何校かがこの2学期制を導入してきています。近くでは久美浜高校が平成9年度からですか、いわゆる総合学科の高校になったときに、2学期制を施行しました。今回、今年度からもとに戻しております。これの大きな要因は、学校側の要因としては、ご存じのとおり公立高校、すべて現在全校教室が冷房装置がとりつけられております。したがいまして、夏休みを短縮ということができたということも原因として、要因としてあるということは、教育環境の整備というところから3学期制に戻したという、そういう側面はあるわけでございますけれども、一つはやはり、先ほど申しましたように、何しろ40日近い夏休みが学力の定着という点について、いささか疑義が出てきたということにも原因があるんじゃないかと、そのように思っております。

したがいまして、本町におきましては、今のところ2学期制の導入ということにつきましては、教育委員会としてとりたてて議論したことはございませんけれども、私自身としては、導入する考え方には傾いております。

次に、公開授業の取り組みについてでございますけれども、議員さんどこからこんなことをお調べになったかと思っ、先ほど質問傾聴させてもらっていたわけでございますけれども、いわゆる京都市の学校の取り組みからお知りになったようでございますけれども、この京都市のすべての学校ではございません、ある地域の学校だけでございます。と申しますのは、今国の方も進めております、そしてこれからもそれがさらに拍車をかけていくんじゃないかというふうに言われておりますのは、いわゆるコミュニティスクールでございます。いわゆる地域の子どもたちはやっぱり地域で責任を持って教育していこうという、そういう考え方でございます。いわゆる別の言い方をしますと、学校協議会の設置ということが常にもう中教審等で言われてきておりますので、耳にあると思えますけれども、いわゆるその中での取り組みでございます。いわゆる地域で学校教育をしっかりとやっていこうと、簡単に言えばそういうことです。その中での取り組みで、京都市の取り組みにつきましては、これは全国的にも注目をされている高いコミュニティスクールの取り組みでございます。また、岡山の方で私の知っていますのでは、岡山市の方でもこの地域コミュニティ、いわゆるコミュニティスクールというのに取り組んでおきまして、その中学校におきまして、同じように地域の方々が学校に出かけて、そしてあるときには地域の方が教師になったりしながら、あるいはまた授業を一緒になって、子どもたちと一緒に受けていくという、そうした取り組みがなされております。いわゆるこれの考え方は、繰り返しますけれども、やはり地域の学校は地域の者が、地域の子どもたちは地域の者が責任をもって、そしてやっていこうという、そういう考え方に立脚しているわけでございます。その意味からいきますと、学校選択制はどうかという話もこちら辺で絡まってくるということにもなってくると私は考えておるわけでございます。

いずれにしましても、このコミュニティスクールの取り組みというのは、今後さらに拍車がかかっていくんじゃないかと、そのように考えております。本町におきましても、今年度桑飼小学校がこのコミュニティスクールの研究推進校になっておきまして、それに取り組みかけているところでございます。しかしながら、この切り口がたくさんございますので、まだまだ基礎的なそういう研究になるわけでございますけれども、いずれにしましても、このコミュニティスクール

の研究につきまして、今年度桑飼小学校がその研究にかかることをちょっとお知らせをしておきたいと思っております。

しかしながら、ちょっと逸れましたけれども、中学生が地域の方々と一緒に勉強をするということにつきましては、これは議員さん、ご指摘のとおり生涯学習の一環としても、これは非常に意義のあることだと私自身は考えております。したがって、現在、開かれた学校づくりということで、公開授業等もいろいろ案内を出していますけれども、地域の人それぞれに、来ていただいたっていいわけですが、そこまで学校の方としては案内が行ってないという実態もあるかと思っております。その辺につきましては、学校の保護者に公開している、あるいは高齢者の方々に公開している、これは同じことでございますので、より多くの地域の方々にお知らせして、そして学校の取り組みを知っていただき、ご理解やご協力を得る必要があると、私はそのように考えておりますし、その中で一歩進めて、ともに学ぶことができるもの、そうしたものについては、積極的に参加していただくということにつきましては、本日のご質問を受けまして、学校の方にも投げかけてみたいと、そのようには考えておるところでございます。

雑駁になりましたけれども、以上答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

15番（谷口忠弘） 大変中身に入っているいろいろな答弁をいただきまして、ありがとうございました。

まず最初ですね、私は第2質問の中ですね、德育についてちょっとまた深くですね、お伺いしたいなと思っております。

私はですね、德育はですね、何も学校教育だけではなしにですね、当然家庭でありますとか、地域が担う役割というのは非常に大きいんじゃないかなという具合に思っているのんで、前もってこれだけはちょっと言っておきます。

しかしながらですね、近年いろいろと新聞等々でもですね、非常に悲惨な事件が起きております。規範意識の薄れと申しますかですね、そういったことが大きな原因になっているんじゃないかなという具合に思っております。私は德育はですね、やっぱり生活習慣でありますとか、学習習慣とか読書習慣ですね、こういうものからしつけ、マナーを学んで、すべての教科を通じてですね、自分自身が役に立つ人間になると。またですね、他人のですね、思いやる心を持つことが非常に大事ではないかなと、こういうことを教えるのがですね、私は德育の時間ではないかなという具合に思っております。

今ですね、このことがですね、非常に最も欠落しておると。先ほど第1質問の中でも言いましたけれども、戦後教育の中ですね、德育はですね、非常になおざりにされておると、なおざりどころか全然してこなかった。こういうのがですね、今大きな原因になっているんじゃないかなという具合な気がしております。

またですね、先ほど教育長はですね、教育の基本は人間形成であると。知・徳・体、このバランスのとれた人間形成であると、このようなことをちょっとおっしゃいましたけれども、まさしくその中でも触れられているように、德育はですね、全然なされてこなかったと。このことがですね、やっぱり今大きなつけになっている、先ほど言いましたように、その現象であるという具合に私は考えております。

また、これはあとで触れますけれども、地域教育についてもですね、ゆとり教育の弊害がです

ね、今顕著に出てきておるといふ具合に言ってもいいのではないかなと。地域教育にしても、徳育教育にしてもですね、日本はですね、かなりここ近年ですね、下がっていると、こう言わざるを得んのではないかなといふ具合に私は思っております。

またですね、前回の教育長の答弁の中でですね、大人が変われば子どもも変わると、こういう具合におっしゃいました。私の時代はですね、私が小中学校の時代は、学校の先生といえはですね、垣中教育長みたいにもう大体70後半からですね、80代の年代の方が非常に多かった。要するに戦前生まれの方が非常に多かったですね。私もですね、何回も宿題を忘れてはよく立たされましたし、運動場も走らされましたし、体罰も何度か受けました。しかしながらですね、本当に熱心に我々を今から思えばですね、指導していただけたのではないかなといふ具合に思うんですけれども、今現在ですね、親というのはちょうど私たちの娘や息子がですね、親の世代といえは親の世代ですね、30代ですから。こういった年代が、何回も繰り返すようですけれども、先ほど言った徳育の教育を全然受けてないと。全然といえはちょっと語弊があるかも知れませんが、こういった弊害がかなり出てきておるといふことでですね、今回の徳育教科の教科づけに対してはですね、大いに取り組んでいただいでですね、頑張ってくださいといふ具合に思っております。

またもう一つですね、中身を突っ込んで言いますと、これは徳育の問題ですけれども、近代史の一つ、戦争なんですけれども、これを拾いあげてですね、確かに侵略戦争といふことで、日本が反省すべき点は多いんだろうといふ具合に思っておりますけれども、余りにもですね、自虐的なことばかりあおりますてですね、戦前のすばらしい日本の教育や指導を全部ですね、なくしてしまつたと。これはですね、大きな欠落になっているのではないかと、私はこう思っております。

先ほど、第1質問で言いましたようにですね、教育勅語に見る公共の思想でありますとか、また武士道精神に見る惻隱の情とかですね、こういう日本には非常に大変文化とかですね、思想に優れた教育理念がございます。ぜひともですね、徳育の教育にはですね、こういった日本の伝統や文化を重んじるこういう思想や教育をですね、ぜひ盛り込んでいただきたいなど。これは何も垣中教育長に言ってもですね、これは文科省の関係だと思ふんですけれども、私が言いましたそういう内容につきましてですね、何かご異論といふか、いやいやもっと違つたこういう教育が徳育だと、こうおっしゃられるのであれば、その内容をですね、ぜひお聞かせいただきたいといふ具合に思っております。

私と教育長と、この徳育の問題について、どれだけの考え方のギャップがあるのかどうかですね、その点についても私は確かめたいと、このように思っておりますので、ぜひご答弁をですね、お願いしたい。

次は二つ目はですね、ゆとり教育であります。このゆとり教育の始まりはですね、1970年ころから始まつておると言われております。この大きな転換点はですね、1992年施行の学習指導要領であります。子どもの知識より意欲や関心を重視する新しい学力観が打ち出された。教師は教える立場ではなく、あくまでも子どもの学びを支える立場として位置づけられたと。こういう具合に書いてありますね。私はこれ、あとで触れますけれども、少しおかしいんじゃないかなといふふう思うんですけれども、これはまたあとで触れます。

92年から月に1回、95年から月に2回という段階的に休日が設けられまして、2002年の4月にはゆとり教育の仕上げとして新学習指導要領が実施された。学校週5日制の完全実施、総合的な学習時間の創設、学習内容の3割削減、これに伴いですね、授業時間が15%減らされました。このゆとり教育についてはですね、まだ賛否を問うのは時期尚早であるのは確かだと思いますけれども、学力低下はですね、このゆとり教育のお蔭で学力低下が起こったというのですね、私は紛れもない事実ではないかなと、このように思っております。

既にですね、これに気づいたのかどうか、京都市なんかでもですね、学校と地域で議論して任意の形で土曜学習が始まっていると聞いております。加悦中学校でお聞きしますと、習熟度によって、親御さんとの了解をとって、補修授業はなされているみたいですが、こういう京都市の取り組みという形ではなされていないようであります。

私はですね、ぜひとも学力向上に向けてですね、あらゆる努力をせないかんような、今立場というか、状況だと思うんで、そういう取り組みをぜひ考えていただきたいなという具合に思っております。

それとですね、引き続いて総合的な学習の時間、これは皆ゆとりとも関係するんですけども、これはですね、先ほど申しましたように、このゆとり教育の中核を担うものであると、ゆとり教育の産物であります。総合的な学習の時間。これはアンケートで聞きますとですね、おおむね父兄にはですね、学習の幅が広がったり、いろんな生きる力を学べるということで、評価が高いという具合には聞いております。しかし、先ほど教育長がおっしゃられたように、一般の教員のサイドではですね、教材の作成とかですね、打ち合わせや準備に非常に時間がかかり、負担が重く大変だという声が非常に多いようであります。またですね、教員の仕事は以前よりかなり複雑高度になっていくので、人、物、金、お金ですね、時間などがですね、そういう条件が十分に整っていないと、こういう教員サイドからの指摘もあるようでございます。

前回のですね、答弁の中でですね、浪江議員のサポーターシステムですね、この中の答弁の中で、教育長はですね、この総合的な学習の時間、今もおっしゃられましたけれども、なかなかうまく活用できていないみたいだと、こういう具合におっしゃられました。なぜうまく活用できないのか、基本的にうまく活用できる可能性があるのかどうか、今の現状です、その辺、もう少し突っ込んでですね、ご意見をお伺いしたいなという具合に思っております。

次に学力の一斉テストであります。これは現在、これは加悦中学校ですけれども、学期ごとにですね、どこでもやっていると思うんですけども、中間テストと期末テストが中学校で行われると聞いております。この中間テストと期末テストはですね、その中学校独自の学力テストであるみたいであります。中身がですね、したがってですね、他校との、別に競争心をあおるわけじゃないんですけども、他校との教育習熟度の比較調査が非常に難しいと、こういう具合にお聞きをしております。特に父兄によりますとですね、やはり中学3年生、進学の時期になりますと、非常に進路について悩まれるそうでございます。この辺につきましてですね、整合性がある程度教員の中で、比較がうまく打ち合わせと言いますか、その辺がされているのかどうかですね、その辺のシステムがあるのかどうか、その点についてもですね、非常に心配でございますので、お伺いをしたいなという具合に思っております。

以上、何点が質問しましたけれども、またその次に第3質問でまた何点が質問させていただきます

ますので、先ほどの質問に対してのご答弁をよろしくお願ひしたいというように思っております。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 失礼します。大変失礼いたしました。第1問のときに習熟度による取り組みにつきましての本町の状況につきまして、答弁漏れがありましたのでこの際させていただきます。

いわゆるこの習熟度というのは、平等主義と言えば平等主義かもしれませんが、画一的な授業をやってきたことについての一つの反省の中から出てきた、一つは個に応じた指導というほうに中教審の方、重視する、そういう学習指導要領になっていきました。

その中で、いわゆる導入されましたのが、少人数指導でございます。その中の一つの指導形態、授業形態の中に習熟度というのが位置づけられているわけでございます。したがって、少人数指導はいろんな形であります。例えば1人の先生でなしに2人の先生、TTで授業を展開していく、それらも少人数指導の方法の一つでございます。

したがって、京都府におきましては、さらに区単費でその制度の充実を図っておりまして、京都式少人数指導というふうにも呼んでおるわけでございます。いわゆる少人数指導というのは、今申しましたように一つの教室に2人教師が配置してTTで行うというの、あるいは一つのクラスを複数の集団にわけて行っていく習熟度、複数でわけるといのは到達、いわゆる習熟の度合いに応じて集団を形成して行っていく授業形態ですね。したがって、当然少人数にもなっております。それらがありますし、それから30人以上の小学校1年生の場合には、1年間補助の教員を入れる、2人でやっていく。それからそれに2年生になった場合は、1学期間だけ、これが京都府の独自の単費措置といわれまして、で行っていく。それから、これがまたですけども、中学校です、30人以上の学級におきましては、新しい教科として入ってきます英語の授業、これについてもTTで行っていく。それから算数から数学へと変わりますので、それで30人以上の中学校におきましては、大きすぎたら今度はこの少人数指導が制度的にできますので、それに乗れる学校になるわけですけども、そこにも非常勤講師を入れてTTで行っていくという、そのような制度を行っております。

本町の現状でございますけれども、いわゆる少人数指導として習熟度が行われる学校としましては加悦小学校、それから岩滝小学校、そして市場小学校、それから三河内小学校は算数だけ、あとは加悦小学校では2名のそのための加配措置がなされております。岩滝は3名です。それから市場小学校は2名です。それから三河内小学校は1名が加配措置をされていっております。

これについて、なぜそれ全校にできないのかといひますのは、これはちょっと教員の持ち時間に関係してくるわけなんです。ある程度クラス数がないと、いわゆる持ち時間が加配教員と小学校でいいますと担任との授業時間数が差が出てくると、ちょっとこれは具合が悪いこととなりますので、その持ち時間ができるだけ接近できるようなという、そういう措置もございまして、現在のところ大きな学校といひましょか、規模の大きな学校には配置されているわけですけども、すべての学校にはいかないと。それからもう一つございまして、今度は小規模の方で、いわゆる教員にゆとりがちょっとなくなってきた学校でございますね。いわゆる6学年6学級だけ、いわゆる特別支援学級等がないということになりますと、教員の配置は非常に圧迫されます。縮小されます。しかしながら、それでは公務運営上ということもございまして、そうした学校に加配をつけてTT行っている学校もございまして、本町におきましては、今年度与謝小学校がその

ための教員が配置されております。中学校はこれは3中学校とも加配が措置されておりまして、それぞれ教科におきましては数学、英語等を中心に行われているのが実態でございます。ちょっと先ほど答弁漏れがありましたので答弁とさせていただきます。

それから2問目のことにつきましての徳育教育のことにつきましては、谷口議員さんのお説も日本の中で、この道德教育につきましての論としては一方の論としてあるわけでございます。そのことは私ども承知しておるわけでございます。しかしながら、やはり戦後何もなされてきてなかったというふうには私自身はそのようには考えておりません。ただ、非常に不幸があったと私自身は思っておるわけでございます。やはり、人間が人格を形成していく上で、このことはどうだろうかというところになる前に、イデオロギーといひましようか、そうしたものの中での論争になってしまったと。それは戦後、道德教育の必要性が叫ばれてからたどった中での私は不幸な点であったと、そのようにも考えております。確かに先ほどあげられました戦前の大きな国民の精神的なバックボーンであったといわれています教育勅語、そういうのにつきましては、あそこにいわれている徳目そのもの自身につきましては、多くのものがやはり人倫として身につけてなければならないものであるということは、私自身も肯定できると思っております。

しかしながら、戦前のその修身といわれた道德教育が、結局どのようになされていったかということに通じての反省というのが、余りにも大きかったと思うわけです。また、そのやり方自身も、いわゆる徳目主義といひましようか、それであったという、そうした戦前の道德教育であった修身への否定から、非常に、への是非というような形で論争が行われていったということにつきましては、実際に道德教育を行っていく上では、遅れをとっていったと、私自身はそのように考えておる次第でございます。

ただ、今同じ、例えば教育勅語の中にあった徳目のこと、例えば「朋友に信」とかというようなものにつきましては、それは今だって同じです、それは。しかし、そのやり方の問題があるかと思っております。

一つはやはり、戦前は私は徳目主義だと言いましたけれども、いいましたらそれが大切だ、これがそうだと、こうしなきゃならない、ならないという、そういう形での道德教育だったと、そのように思っております。その意味では、洗脳していったと言っても、これは差し支えないことだろうと私は思っております。

しかし、そうではなしに、やはり本当に子どもたち、我々が内面からそういうものなんだということをやはり実感として得て、それを身につけていくという、そういう形で変わっていったことも事実でございますので、その成果というのがなかなかあらわれてきていないということは、今の世の中を見れば大人も子どもも言えることではないかと、そのように思っておるわけでございます。

それから次に、ゆとり教育の件に関してでございますけれども、いわゆるこれは議員さんご指摘のところ、大きく学力観が変わっていったと言った方がいいと思います。いわゆる偏差値教育ということで代表していましたように、いわゆる学力というものが教科活動の点数にふっていったと、知育偏重へと傾いていった。しかもそれが、受験に必要なということで、いわゆる偏差値を上げるのが学力だ、偏差値の高いのが学力だという、そういう学力観にふれすぎたと言われております。いわゆる受験地獄、戦争とか言われているのは、その元凶がそこにあるということ

を言われます。確かに、学力としては偏っていったわけです。

それに対して、学力観の見直しが行われたのは、新しい学力観として言われました、自分で考え、自分で判断し、そして行動していこうという、そういう学力こそ必要なんだということで、学力観の見直しが行われていったと。その中で出てきたのが、議員ご指摘のところでございます。1992年から始まった、その後そして完全学校週5日制で、その趣旨にのっとった指導要領で全面的に実施になっていったというところでございます。

したがって、学力につきましても、いろいろな考え方があろうかと思えますけれども、少なくとも今目指している学力観というものにつきましても、それこそ戦後からのずっと教育を踏まえた上での学力観であるというふうに言えると思っております。

したがって、それがテストでちょっと悪かったということで、学力低下だということ、そうしたことが問題になったわけでございますけれども、低下の要因の一つは、それにも求めることができると思えますけれども、学力低下それ自身も本当に低下しているのかどうかということすら、まだ検証なされてないわけでございます。その意味におきましては、この先ほど議員さんも取り上げられました全国の一斉学力テスト等のまた結果も見ながら判断していかないと、果たして日本の子どもたちの学力は本当に低下しているのかということは、早計には言えないことだと、そのように思っております。

いずれにしましても、新しい学力観の中で、今子どもたちに本当に自分たちが自分の人生を切り開いていく上に必要な学力について、いかにつけていくかということにつきまして、現場の方では先生方、日夜苦慮しているところでございます。

それからなお、評価のことにつきましては、いわゆる相対評価から絶対評価、そういうふうに変ったわけでございます。これにつきましても、いわゆる偏差値教育が行き過ぎたことからの見直しの中で出てきたその評価のあり方でございます。それにつきましても、学校では評価につきましては非常に研究をしながらやっていっている、評価、評定をしていっているわけでございます。それについて、私ども学校関係者じゃなしに保護者の方々からのちょっと苦情めいた話も聞いたりしますけれども、それについては必ず校園長会等で校長にその評価、評定についてはしっかりと説明責任が果たせる、そうした評価、評定をしてほしいということを常に指示しているところでございます。

それから、総合的な学習の時間のことでございますけれども、先ほど趣旨どおり行われていないということは、他町や他府県のことはいざ知らず、本町では趣旨を生かすように取り組んでいると思っております。そのために、先ほども申しましたように、京都府教育委員会の方も指導のマニュアル等も入れたり、あるいは場合によれば、浪江議員のところでお答えしましたように、社会人講師のあるいは紹介とか、そうしたこともしながらこの総合的な学習の時間が趣旨どおり行われるように努めているところでございます。

やはり、国の学習指導要領の中で、子どもたちにつける、その力というものが示されているもの、それについてはやはり、その力をつけるのが学校の役目だと思っておりますので、そのような指導をさせてもらっているところでございます。

ちょっと答弁漏れのところがありましたらご指摘を願いたいと思います。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

15番（谷口忠弘） まず最初の質問の中でですね、徳育の教育についてちょっと触れさせていただきましても、私なりに徳育の教育はこうすべきであるというような、一端をちょっと述べさせていただきましたけれども、教育長はですね、なかなかそのところはですね、こういう教育が望ましいということはなかなか言えにくそうなので、またそれはですね、おいおい時間がございますので、私とまたですね、いろいろな場面でちょっと意見交換をさせていただきたいなという具合に思っております。

ゆとり教育の問題についてもですね、確かに時期尚早、結論をだすのはですね、時期尚早だというようなことは言われていますけれども、2002年からですので、もうかなり5年ほどたっているんですかね、3年前に公表された経済協力開発機構の調査によりますと、読解力においてもですね、数学的応用力においてもですね、読解力においてはですね、世界の基準から2000年は8位だったのが14位、数学的応用力が1位だったのが6位と、こういう順位を下げているみたいであります。このデータがですね、丸ごとあてになるというものではないかもわかりませんが、着実にですね、学力は落ちておると、こう見てほとんど間違いはないんじゃないかなというような私も気がしております。

いろんなこれから施策が盛り込まれてですね、学力向上に向けて一斉テストもそうですけれども、ぜひですね、この学力をあげるということは、喫緊の課題であるという具合に私は思っておりますので、ぜひお願いしたいと。

その中でですね、学力テストの結果活用なんですけれども、私はやはりですね、この学力テスト結果公表についてはですね、学校間の競争意識をあおると、こういうものではなしにですね、やはり学力向上に向けてですね、このデータをいかにうまく活用するかがですね、非常に大事ではないかなという具合に思っておりますので、今後やはりその辺のところを十分コミュニケーションを学校間ととりながら、うまく活用していただいて、子どもたちの学力が向上するような方向でですね、ぜひ活用をお願いしたいなということでございます。

学校選択制の問題につきましてはですね、私は教育長が答弁されたことと同じ意見を持っておりまして、確かに選択幅が広がり、父兄も非常にいいという部分もありますけれども、やはりですね、やっぱり地域を考えるとですね、やっぱり通学区域が自由化になれば、今現在やっている集団登校でありますとかですね、交通ルールを皆で学ぶとかですね、そういったことがだんだん稀薄になってくると。したがって、地域間の連帯感が非常にこわれる原因にもなるということ、プラスがあってマイナスが確かにあるんで、それを差し引きでどちらをとるかということになるかと思うんですけれども、私もですね、今の制度はですね、維持されるべきであるという具合に思っております。

2学期制の導入につきましてはですね、これも非常に賛否がわかれるところでありまして、父兄に聞きますとですね、やはり先ほど教育長もおっしゃられたように、試験があるから勉強するというわけではないんですけども、要するに1学期、2学期、3学期とあればですね、取り返しが比較的つきやすいと、1学期悪ければ2学期頑張ればいい、2学期頑張ったからまた3学期頑張ればという、こういう3段階にわかれているんで、非常に学力の向上に向けてですね、勉強に励みになるというようなことで、3学期制の方がいいというご父兄の方が非常に多いようござ

います。

しかしながら、これもですね、メリットもありますので、この点も今後は課題材料ではないかなという具合に思っております。

最後にですね、公開授業の取り組みについては、これは先ほどから何回も触れているように、総合的な学習の一環の中ですね、組み入れる教材として考えておられるみたいですね。こんな取り組みはですね、私も新聞を読む程度でして、どれぐらいの効果があってですね、生涯学習、地域との連携にどれだけ役に立つのか、確かに未知数でありますけれども、試みる一つのものではあるのかなという具合に思っております。

そういった向きで、いろいろ教育の改革はですね、これからどんどん、どんどん推し進められてきますけれども、本当に地域にあうような実情も十分考えていただいてですね、よりよい方向を見つけだしていただきますようお願いを申し上げます、3回目の質問にかえさせていただきます。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 3回目のご質問の中で出てきました、いわゆる学力観のことについて一言答弁させていただきます。

確かに、先だって行われました国際経済開発機構ですか、OECDとか言われておるあれのやつでは、あのような結果が出ました。私自身はこのようにも受けとめておるわけでございます。あの評価それ自身が結果が、それに対して疑義を持つものでは私はございません。これはもう一つの結果でございます。ただ、先ほど申しましたように、日本の学校教育の学力観が変わっていているということですね。いわゆる知識蓄積型のそういう教育から、生きた力へと、学力へという、そういう切りかえがまだなされている途上のテストであったと、私はそのように理解しておるわけでございます。

したがいまして、以前から言われていたように、あの読解力というのは別の言い方をしますと、我々の言葉では応用力のことなんです、あれは、読解力といいますと、何か文章を読んだのそれを理解する力のように思うわけですが、そうではなしに、我々が日常使っている言葉で言えば、応用力なんです。だから当然、知育といいますか知識蓄積型の教育重視では、当然その応用という点が、これは移っていったことはもう否めん事実でございます。いわゆる知識の量が受験戦争に勝つということになりますと、そちらに傾くわけでございますので、それに対して新しい学力観が出てきたわけでございます。それへの切りかえのときにまだあたっているわけでございます。その意味では、私はOECDの結果で日本の子どもたちの応用力が弱いというのは、まだ当然の結果であったと、そのように思っておりますし、また今行われている教育のまだ過程の中での一つの結果だと、そのように思っておるわけでございます。

それから、学力テストにつきましては、先ほど申しましたとおり、これを子どもたちはより理解を深め、そして自分のものに身につけていくための指導の方に役立てていきたいと思っております。あくまでも結果で競争されるというような気はございません。今の診断テストでそのような順位づけは行っておりませんし、それから悲しいことに我々多くの人間はすぐ競争をしたがるという性がございますので、やはりどこかに負けているという話を聞けば、勝たんなんという意識になるのが私たちの常だと思っておるところに、あえて私はその競争をあおるような発言はす

る必要がないと、そのような施策をする必要はないと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） これで谷口忠弘議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

11時5分まで休憩をします。

（休憩 午前10時48分）

（再開 午前11時 5分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番、野村生八議員の一般質問を許します。

1番、野村生八議員。

1番（野村生八） 私は通告に基づきまして、住民税への対応について、子育て支援とりわけ保育料の充実について、そして非正規労働者と正規労働者の均等待遇、この3点の問題について町長に質問をいたします。

ご存じのとおり、昨年住民税が大幅にふえ、全国の役場に問い合わせが殺到し、パニックが起きました。ことしもまたこの6月、住民税の通知がいったところから、全国で問い合わせが殺到しています。例えば、2日間で2,000件の問い合わせが発生した千葉県の松戸市などです。

政府は、今回の住民税の増税については、税源移譲によって所得税と住民税とをあわせた全体の税負担が変わることはありません、こういうことをもっぱら宣伝をしています。

しかし、先の国会で共産党の佐々木議員が「税源移譲の中でも増税が生まれる、こういう世帯が発生するのではないか」このことを指摘をし、これに対し、総務省の岡崎浩巳官房審議官は、最大9万7,500円の増税になる、このことは事実そういう世帯が生まれる、このことを認めました。税源移譲の中でも増税になる、これは今まで政府が宣伝してきたこととは大きな違いです。これだけでも、その対象者が数百万人になるというふうに言われています。その上に、公明党の選挙公約ではじまり、自民公明政権が5年、6年度の税制改正で定率減税の廃止を決めました。恒久減税と言っていたこの定率現在が、今年度は全廃になりました。この減税の廃止がさらに追い打ちをかけている、ここにことしの住民税の増加の事態の中身が、深刻な中身があります。

ある人は、約9万円の住民税が23万円にもなった、4倍になった、こういう話がどんどんと伝わってきます。町での現在のこの問題はどのような状況になっているのか、町長にお聞きをいたします。これだけ引き上げられては、払えない世帯が出るのは当たり前だというふうに思います。国が進めている、こういうことであっても、町としてできることをする、この努力は大切だというふうに思います。

こういう点から、一つは、分割納付についてお聞きします。与謝野町では本年度から、そしてほかの自治体ではもっと早くから、個人町民税、固定資産税を10期徴収から4期徴収に変えました。ですから、昨年と比べて1回分の徴収額これがほかの自治体に比べ一層ふえ、負担感は大きいというふうに思っています。4期ではとても払えない、こういう人、こういう声があれば、分割徴収など現実的な対応が必要だというふうに思います。宮津市でも京丹後市でも実行しているというふうに聞いていますが、この問題についてはどのような対応をされていますでしょうか。

また、所得税を払っていない、こういう方について、とりわけそういう人について、町と府で5%の税金が10%に倍になります。これを解消するため、所得税と住民税の人的公助額の差を調整する調整控除という制度が設けられています。また、先ほどのことしの所得が急激に減った人、いわゆるこういう増税分については、経過措置、救済措置がある、このことも先の国会質問で明らかにされました。確かに国のパンフレットを見れば、わずか1行ということも書いてあります。こういう、これらも含めた町民に今回の住民税でどうなるのか、こういう情報をしっかり提供することが大切ではないでしょうか。とりわけ、経過措置については本人の申告がなければされないことになっています。一般的な広報のみでなく、対象者に直接知らせる、こういう手立てが必要ではないか、このように思っています。今後の事業ですので、ぜひそういう形で実施をしていただきたいというふうに思います。

そのほか、住民の暮らしを守るために、今回の住民税の大幅引き上げのこの国の事態の中で、町としてどういう対応ができるか、検討されていることがありましたらお聞きをいたします。

二つ目に、子育て支援とりわけ保育料についてお聞きをいたします。以前は、深刻な青年雇用、この状況を青年は働く気がない、こういうことが盛んに語られていました。今は、非正規雇用の広がり、200万円に満たない収入、サービス残業代のこういう未払い問題など、ワーキングプアという言葉で働いてもなお暮らせない、こういう実態のあることが明らかになり、政治の責任、このことも明確になってきました。だからこそ、だれもが安心して働くルールを確立していく、改善していく、最低賃金を1,000円にするなど、政治の責任で青年の深刻な雇用と労働の実態を改善することが求められているというふうに思います。

しかし、自民党、公明党の政治は、新自由主義、市場主義、規制緩和の名のもとに、残業代は払わなくてもいい、こういう法律をつくろうとするなど、一層今の労働環境を破壊をしていく、こんな方向で引き続き進められています。こういう今の青年子育て世代の実態から、子どもを産み育てることは大きな経済的負担になっています。とりわけ、保育料はその大きな部分を占めているというふうに思います。今までの延長線で考えるのではなくて、今の子育て世帯の実態、そして低賃金、劣悪な労働環境の実態、とりわけ当町の現実から考え、施策に取り組んでいく、このことが大切ではないでしょうか。

そこで、保育料の問題について具体的に質問をいたします。保育料は、子育てしやすいよう、低料金に抑えたり、第2子や第3子の減額措置など、当町でも今までにそういう形で取り組まれてきました。その上に立って、さらにより子育てしやすい町にするため、一層の研究、検討、改善が必要ではないでしょうか。

当町における保育料にかかる課題で、検討課題として取り組んでおられることがありましたら、お聞きするとともに、次の点について対応を求めたいと思います。

まず、保育料第2階層、いわゆる市町村民税がかからない世帯、そして第3階層、住民税はかかるけれども所得税がかからない世帯、いわゆる低所得者層のこの保育料についてです。第2階層と第3階層この低所得層の保険料の負担は大きすぎるのではないかと、こういうふうに考えています。とりわけ、負担の変化が大きすぎるのではないかとということです。第1階層は生活保護世帯で、保育料はゼロです。これが第2階層の市町村民税非課税世帯、例えば3歳児未満では9,000円になっています。そして第3階層、課税世帯になると1万9,000円、1万円も

負担がふえます。それ以上の所得が多い階層では5,000円から6,000円、とりわけ高額所得のところでは1万円の格差もありますが、同じ保育料の変化なら、所得が低いそういう人ほど同じ金額でも影響が大きくなる、こういうふうに思います。現状は、所得の低いところほど保育料の変動が大きく、負担の影響が大変ではないか、このように考えますがどうでしょうか。これでは保育料が払えないことになるのではないかと危惧をしています。

子どもを産み育てようと頑張っている世帯、この世帯を滞納者にしないためにも、さらに制度を充実させること、子育て世代の課題ではないかというふうに思います。

もう1点は、町の保育料徴収規則別表の2その(3)としてその他の世帯として、生活保護法に定める要保護など、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯、この世帯に対しては第2階層と第2階層の保育料はゼロにする、こういうことが明記をされています。そして、第3階層については、1万9,000円を1,000円下げて、月額ですが1万8,000円にする、こういうことになっているわけですが、聞いてみますと、これについてはほとんど事業が進められていないのではないかと考えています。申請により行うということになっていますので、これは町が事務手続きをしなければ、周知しなければ、申請はされないというふうに思いますが、実態はどうなっているのでしょうか。とりわけ、就学援助で指摘してきましたように、住民税非課税世帯というのは、生活保護基準以下だというふうに思います。この世帯は、この免除規定でいえば、全世帯が保育料ゼロ、こういうことになるのではないか。こういう形で明確に子育てしやすい保育料の体系に変えていく、こういうことが必要ではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか、お考えをお聞きます。

3点目に、非正規労働者の均等待遇についてお聞きをいたします。今、青年の多くが非正規労働者になっています。非正規労働者の待遇改善は青年の労働実態を改善するためにも、子育て支援にも大切な課題です。国では、この均等待遇をうたってパート労働法の改正が行われました。全国のパート労働者1,200万人、とりわけその7割を占める女性労働者などが大変この改正に期待を持ちました。

ところが、ほとんど今回の改正では実効性がない、こんなふうに言われています。なぜなら、賃金など差別的な取り扱いを禁止する、このパート労働者の対象を3つの要件に限定をして狭めている、ここに原因があります。その一つは、職務の内容と責任の程度が同一であること。二つ目には、雇用期間の定めがないこと。期間が定められて雇用されている労働者は含まないということになっています。三つ目には、全雇用期間において職務内容及び配置の変更の範囲が同一と見込まれること。一つ目の内容と責任の程度は、これは労働者が選択する問題ではなくて、雇用主が決めることで、雇用主の判断で自由になって、それに不服があれば公的機関に労働者が訴えて争わなければ対象にならない、こういう点では全く雇用主の判断次第ということになってしまいます。二つ目の雇用期間は、期間の定めのある契約を繰り返す、こういうことが現実には多く行われています。これを改善しようと思えば、何回繰り返せばその対象になる、こういうふうにするべきですが、その決めがありません。三点目の問題でいえば、転勤に応じなければならぬことになります。しかし、そういう働き方ができないからこそパートで働いている人がほとんどです。結局、国会の大臣答弁でもこの3要件を満たすパート労働者は全体の4%から5%、こういう答弁がされています。これでは安倍内閣が再チャレンジ支援策の一つとして打ち出したパート労働

法のこの改正、機会均等を願うパート労働者の願いはほとんど実現しないのではないか、このように思っています。

問題は、有期雇用労働者を均等待遇の対象に入れること、人件費の削減のために何度も契約更新を繰り返すような働き方を禁止をすることが大事ではないか、このように思っています。

どの国でも、今雇用がふえているのは公共サービス部門です。先進国いわゆる資本主義が高度に発達した国では、公共サービス部門での雇用をふやすことが正規労働者だろうと非正規労働者であろうと、均等に扱って大切にそういう部門をふやす、このことが今後のまちづくり、そして国の発展には避けて通れません。そういう意味でも、当町でも非正規雇用、嘱託や臨時など、さまざまな形態で多くの職員の方に担っていただいています。こういう町のこの職員の中でも、正規でも非正規でも大切に、公共サービスを提供する町の労働者を均等な待遇を実現していく、その率先に立つ21世紀のまちづくりにも自治体づくりにも、こういう発想と取り組みが求められていると考えています。与謝野町全体の雇用、そして役場をはじめとした公共サービス部門を担う雇用のあり方など、どうまちづくりの中で位置づけをされているのかお聞きをしまして、私の1回目の質問といたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 野村議員さんからのご質問の1番目、住民税についてお答えいたします。

地方でできることは地方でという方針のもとで進められております三位一体改革の中で、地方が自主的に財源を確保し、行政サービスをより効果的に行うようにするため、国の税金、これ所得から地方の税金、個人住民税へ総額3兆円が移譲されることになりました。

このことを中心に、税制改正が実施され、平成19年度から個人住民税の税率などが改正されました。住民税においては、これまで課税所得金額の区分に応じて5%、10%、13%の3段階であった税率が、一律10%になりました。また所得税においては、4段階であった税率が、6段階に細分化されました。この税率をそのまま実施した場合には、住民税と所得税とでは基礎控除や扶養控除、障害者控除など、人的控除の金額に差があり、住民税の方が控除額が少なくなっていますので、この差異が負担増とならないよう調整、控除など、減額措置が講じられております。

また、毎年の所得の変動が余りない場合、例えば平成19年度の住民税、これは平成18年中の所得で計算いたしますが、それが税負担がふえた分は平成19年度の所得税、これは平成19年中の所得で計算いたしますが、それで調整され、負担の増減はございません。

しかし、平成19年中の所得が大きく減り、所得税が課税されなくなってしまった場合、調整すべき金額を所得税から差し引くことができなくなってしまうことから、このような場合は平成20年7月1日から31日までの間に平成19年1月1日現在の住居地の市区町村へ申告することにより、平成19年度に納めた住民税の還付を受けることができる経過措置が設けられております。

一方で、住民税7.5%、これは上限2万円及び所得税10%、上限12万5,000円の定率減税制度が廃止になりました。これにより、仮に所得及び控除額が昨年と全く変わらなかったとしても、実際に課税される税額については、ふえることとなります。税源移譲も含め、地方税

法の改正または納期の変更、集合徴収の廃止にかかる町民の皆様への周知につきましては、説明会を開催いたしてはおりませんが、広報よさのやお知らせ版の活用、またチラシの各戸配布等により周知を行ってまいりました。あわせて、納税通知書の送付の際にも町府民税の賦課及び納税についてのチラシを同封し、お知らせをいたしてあります。

納付につきましては、10期徴収から4期徴収に変更させていただくことにより、各納期に納めていただく金額も多くなることも含めまして、納税者の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、納付困難な事情がある場合は、ご相談に応じることとしておりますので、ご理解とご協力を賜りたいというふうに思います。

次に2番目の子育て支援についてでございますが、日本経済は都市部、大企業を中心に景気が拡大しているというふうに言われておりますが、雇用や所得の地域間格差、業種間格差が拡大し、中小企業や地方においては、景気回復の実感は薄く、都会に流出した若者が地方に帰れない状況が続いております。

このような厳しい状況下で、保育の充実や乳幼児・児童・生徒医療の無料化など、子育てがしやすい環境づくりに取り組んでまいりましたが、合併協議の中では、3町の保育料の格差を是正し、与謝野町の基準額を定めるに大変な苦労をいたしました。国の基準額は7階層でございますが、保護者の負担軽減を図るため、9階層に設定し、第1階層の生活保護世帯は0円、第2階層の市町民税非課税世帯は3歳未満の児童を月額9,000円、3歳以上の児童は月額6,000円の国の基準額どおりとし、第3階層の市町村民税課税世帯では、3歳未満の児童を1万9,000円、3歳以上の児童は1万6,000円とし、それぞれ国の基準額より500円低く保育料を定めました。

所得税課税世帯の第4階層以上についても、国の基準額より低く、第4階層並びに第5階層については、それぞれ2つに区分しております。第7階層の3歳未満の児童の保育料が一番高くなりますが、国の基準額より2万円低い6万円に定めております。また、母子世帯や在宅障害児者のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯については、保護者の申請に基づき第2階層は0円、第3階層の3歳未満の児童については1万8,000円、3歳以上の児童については1万5,000円とし、それぞれ1,000円を減額いたしております。

本年5月の児童数は581名で、その内訳は第1階層が1名、第2階層は80名で13.8%、第3階層は94名で16.2%を占めております。このうち、母子世帯や在宅障害児者のいる世帯の減免対象児童数は、第2階層が39名、第3階層は12名でございます。議員からは、雇用環境が厳しいことから、第2階層、第3階層の保育料見直しと要保護者等の申請除外を求められているわけですが、これらについては、国の基準額どおり定めており、現在の状況の中で改正の余地がないか、改めて検討してもよいのではないかとというふうに考えますが、減免については、従来どおり申請主義とし、変更する考えはございません。

また国の多子軽減の拡大に伴いまして、同一世帯から2名以上の児童が保育所、幼稚園、認定子ども園に入所している場合の保育料を一部改正することとしております。例えば、一番年長の児童が幼稚園で、2番目、3番目の児童が保育所に入所している場合は、保育料を2番目の児童は2分の1、3番目の児童は10分の1とし、6月の保育料から適用することとしておりますこ

とを申し添えておきます。

次に、3番目の非正規労働者の均等待遇についてでございますが、当町の臨時職員の処遇改善につきましては、ことし3月定例会の服部議員からの一般質問にもお答えをさせていただいておりますが、野村議員ご指摘のとおり、去る5月25日、いわゆる改正パート労働法が参議院本会議で可決成立し、ことし4月から本格実施されることになったところでございます。

この改正法では、一定の要件に該当する臨時職員に対しましては、賃金や福利厚生などで正職員に比べ差別的な取り扱いを禁止することとなっております。仕事の内容が正規の職員と同じであれば、賃金の決め方を正職員と同じように、また正職員への転換に際しましても、試験制度の導入や公募の機会を与えることを義務づけることなどが主な内容となっております。

これら改正法の内容につきましては、現在までに厚生労働省なり京都府から法律の詳細が届いておらず、厚生労働省などのホームページから入手した改正法の概要や、法案審議の議事録を見ることなどで承知するしか方法がないことから十分なお答えができませんが、ご了承いただきたいというふうに存じます。

先ほど一定の要件に該当する臨時職員と申し上げましたけれども、この改正法の適用の3点の要件であります、先ほど言われましたが、仕事の内容や責任が正規の職員と同一かどうかという点では、臨時職員として保育や給食調理、各種の作業に従事していただいている内容は、正規の職員とほとんど同じ仕事をお世話になっておりますが、その性格や責任において、臨時的また補助的な仕事とされておりますし、第2の要件であります人事異動が正規の職員と同様に行われているかという点では、臨時職員が契約期間中に所属長を異にして異動することがないこと、また第3の要件であります契約期間が反復更新しているかどうかという点でも、改正法の法案審議で具体的に何年継続していれば反復更新としていることになるかという、そうした具体的な年数が示されず、結果として労使間の協議にゆだねるといった内容であったかと思えます。

以上のことから、当町の臨時職員については、改正法の適用がないのではないかというふうに考えております。

一方、ご指摘の公共サービス部門での雇用の拡大については、日本経済が顕著な景気を維持していると報道される中、地場産業の多くは長引く不況から脱却しきれていない状況にありますので、一定の考慮すべき点があるかとも思います。しかしながら、当町の職員数の現状は正規の職員が300人余り、非正規の職員も200人を超える状況にあり、厳しい町の財政状況から見て、その適正化に向けた取り組みを行うことが緊急の課題でもございます。

このように、今回の改正パート労働法の趣旨が、少子高齢化や労働力人口の減少する社会において、短時間労働者がその能力を有効に発揮することのできる雇用環境の整備にあり、正職員との均衡のとれた待遇の確保などを旨とする点では、理解をしております。いろいろな課題を精査または検討する中で、現在の町の状況にあった姿を総合的に勘案してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。野村議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 2回目の質問をいたします。

まず、住民税の問題ですが、先ほど指摘しましたことし収入が急激に減った、こういう世帯が

ですね、今回のことしのこの住民税の負担がふえることについて、一番払えない実態、そういう対象になるわけですね。こういう対象が明確になってきていることをそもそも国が、この税源移譲の中で、これだけ負担がふえること自身をほとんど公表してこなかったと。先日の国会で初めてまともな、こういう9万円ふえる税源委譲の中でも負担がふえるということを明確にしたわけですね。それまでは、税源委譲の中では一切変わらないということを言ってきたわけです。

当然、国の広報でも先ほども指摘をしましたが、この件については全く触れられていないと。国はそうですし、全国の自治体の中でも、この問題を詳しく報道しているところはほとんどない。わずかに青森市などは詳しく、ホームページで公表をしています。

一番大変な世帯に対して、この問題がどうなるのかということをしかりと説明する、このことが当然国とすれば大切な姿勢だと思うけれども、全くそれがされてないことについては、非常に問題があるというふうに思っています。

こういう点で、先ほど答弁にありましたように、来年の7月に申請をして、来年になってからことしの住民税を払い過ぎていた分を申請によって返していただくと、こういうことになるわけですね。ことしはこのままでは大変な事態になると、その世帯は、所得は減っているのに住民税が9万円以上あがると、ほとんど所得税がかからない世帯で、いうことですから、こういう状態をどう改善するのかということは、非常に知恵も使って柔軟に対応することが求められておると思います。

先の国会でも、経過措置、いわゆる救済措置だけではなくて、そういう意味で一層取り組みを求めましたが、それについてはほとんど答弁がなかったというふうに思います。やはり先ほど言いましたように、ことし払った人は来年返すというふうな説明になっているわけで、払えない実情があれば、明確にそういう対象だという内容を聞いていただいて、そういう事態であれば、少し待って、その方は分納ではなくて延納の措置をとるとかね、そして一般的に多くの世帯が少なくとも倍あるいは3倍、4倍ということで、同じような方がおられると思います。それはやはり、しかりとその住民の声を聞いて、内容をしかりとらえて、柔軟に対応していく、先ほど言いましたように、やはり分納など、とれる手段はとり尽くしていただくということが大切だというふうに思います。相談に応じるというふうな答弁をいただきましたので、その点についてはぜひそういう形で進めていただきたいというふうに思います。

二つ目の保育料なんですが、先ほど答弁されましたように、できるだけ保育料を安くという努力はしていただいておりますが、基本は国が示すその表に基づいてということの上からの資料が、やはりこの面でもかなりかかってきますので、町で自由にということがなかなかできないということはあるわけですね。安くすればペナルティがかかるとかね。そういう問題があります。そういう中でもですね、知恵を出して、ぜひこの低所得者層については改善ができないか、ご検討いただきたいと思うんです。もう少し詳しく言えば、つっこんで言いますと、第2階層ですね、そこから第4階層の間までというのは、簡単に言えば夫婦と子ども一人の3人家族だと、その間の所得の差は15万円なんですね。この15万円の間、例えば1万円の保育料がふえると。残るのは3万円しか、頑張って仕事をして収入をふやしても3万円しか残ってこない、そういう実態があるわけですね、この保育料だけで。当然、国保税などあるいは社会保険料など、ほかの公共料金もふえてくるということを考えれば、かえって赤字になる可能性があるんじゃないかとい

うふうに思っています。

それが少し飛び超えて、第4階層にかかってくると1万6,000円ほどふえるわけですから、それだけ所得がふえて、そうすると19万2,000円年間ふえるわけですね。完全な赤字というふうなところになるのが、この低所得者層の実態ではないかなというふうに思っています。

先ほど第2階層が80人で、母子などの先ほど紹介しました減免制度以外にたくさん減免制度がありますが、そういうところで39人、約半数の人が減免制度が適用されているというふうに言われました。残り半分の人ですね、実態から言えば生活保護基準並みと、生活保護基準以下ですから、並みにあてはまるのは確実だと。ただ、申請がされていない。そういう中で、大変な中でも9,000円払わなければ保育所に預けられないという実態の中で、今若者、子育て世代が苦しんでいる、頑張っている、これが実態だろうというふうに思います。これは別に当町が悪いという意味ではもちろん言っているわけではなくて、先ほど言っているように国のそういう指導でこういう形で、その中でも努力していただいているということです。そういう点では、生活実態を昔とは違う今の生活実態をよく分析して、そしてそれに見合った形に見直していただく、その点では先ほど紹介がありました第4階層や第5階層について、独自にランクわけもされていますので、この世帯こそ、低所得世帯こそ、もっとランクづけをすとか、それから減免制度を組み合わせる、こういう形で所得が上がっていくにつれて保育料が急激な変化にならないような手立て、これが新たな今のこの時代に必要になってきている、このように思っています。こういう点で、一層ご研究いただいて、よりよい施策に進めていただきたい、このように考えます。

それから最後の均等労働者との関係なんですが、基本的に世界では、パートは働く時間が短い、こういうだけで賃金をはじめ労働条件など、町長言われるように普通の労働者と均等な待遇を受ける、これが常識になっているわけですね。だからこそILOで国際労働機関で175号の条約としてこのことが世界の多数の国によって可決をされた。常識になっているから可決をされた。そういう中であって、日本だけがこういう同じ仕事で同じような労働をしている、派遣労働など、非正規の実態が本当にひどい実態、これがさらに一層拡大されようとしている。ここには大きな将来の資本主義を進める上でも将来の大きな禍根を残す、そういう現状があるだろうというふうに思っています。

時間がありませんので、指摘だけしておきますけれども、職員の数が多すぎるというのはよく言われます。先ほど言いましたように、資本主義が発展すればするほど、雇用がふえる部分は公共サービスの部門だというのが、今世界のどこの国もそうなっているんですね、この10年間。ここの職員を減らしていく、役場だけじゃないですよ、公共的な仕事をしている人の雇用を減らすということになると、資本主義は発展の可能性はないんですね。それを無理やり新自由主義の名のもとに、先ほどから言っているような形でこちら辺の働けない、そういう労働実態を一層ひどくしているわけですから、まともな資本主義をつくらうとしているのかどうか疑われるというふうに思います。

とりわけ、この役場の非正規の職員、臨時やそして嘱託、パートを含めて、この人たちが担っている仕事というのは、さっき紹介がありましたが正規労働者とはやっぱり違うという面があるんですね。この方々の仕事は、ほぼ住民サービスなんですね、仕事そのものが。だからここの非正規の職員まで減らさなければならぬ、人件費を減らさなければならぬ、こういう発想にな

ると、住民へのサービス全体を減らしていくという発想につながるのではないかというふうに思っています。

そして反対に、正規の職員が担うべき仕事は、やはり非正規とは違う部分が明確にあると思っています。それは基本的には、行政機構をしっかりと支えていく、こういう仕事が昔からありますが、さらに一層今の時代では、新しいサービスを生んでいく、新しい施策を生み出していく、ここの仕事が今正規の職員に求められている、そういう時代になっていると思います。

先ほど、教育長が学校での教育の内容が大幅に変わっていると、完全に変わっていると、それはやはり今の時代が総合性が大切にされる、総合力で仕事をしなければならない、これが先進国の時代に変わってきた、こういう時代の変化の中で、学校の教育の中でもそういう力を養う教育が求められてきた、こういう時代背景があると思います。

職員の中でも同じで、正規の職員の中に今までと違って、新しい発想で総合的にものを見て、新しい施策をどんどん打ち出して、次の時代に変えていく、ここの部分を担っているわけで、そういう点でも正規の職員も大切な宝として、そして育てていく、ここが非常に大事だというふうに思っています。これら含めて、役場の職員、正規だろうと非正規だろうと、やはり一人ひとりを大切に、より力の発揮できるような、こういう施策、取り組みが行政に求められる、特に理事者に求められるというふうに思っていますが、これらについて再度お聞きをいたしまして2回目を終わります。

議 長（糸井満雄） 答弁求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 1点目の住民税についてでございますけれども、おっしゃるとおり一番所得のないらいところの層につきまして、やはりそれらについても今後急にいろいろと形が変わることによって、いろいろな問題が発生してくるということは感じられるわけですし、そのことについて、今の段階でだんだん見えはじめてはいるものの、まだ何となくどうなのかなというところ辺の心配をする部分があるということは現実でございます。いろいろな取り組みをそうした中で知恵を出してやっている、今先ほど青森市のような例をご紹介されましたけれども、一番大変な世帯をしっかりと支えていくような、そうしたことができ得る方法があるのかないのか、その辺についても非常に不安なところがあります。そうしたことについて、いろいろと担当課だけではなく、そうしたことが可能なかどうか、お互いに知恵を出しながら、そうしたことにつきましても、一つ一つのケースがあるかと思しますので、その方たちについては町としても相談に応じて指導をしていく、お互いそうした形をとっていくということをまずすることが大事ではないかなというふうに考えておりますので、そうした対応で進めてまいりたいというふうに考えております。

それから2番目の保育料につきましても、これも大変厳しい状況だというふうに思います。先ほど言われた第2階層から第4階層、非常にその間の所得の差というのがそうない中で、率が上がるということについては、その負担が非常に重くなっていくということでございますけれども、その形については、やはりもう少し生活実態を見える、そちらの方に目を向けるということも、これ大事なことはないかというふうに思います。どこまでできるかははっきりとは申し上げることはできませんけれども、やはりそうした層もある、そこら辺の工夫ができないものかどうか、

これらについても今以上にもう少し研究を重ねてみたいというふうに考えております。

それから3番目のパートにつきましても、確かにおっしゃるように職員が減るということはそのサービスが減るということに即つながらるわけで、何としても正規の職員で賄いきれないところは、やはりパートの人たちの力を借りて、いろんな事業を、施策を進めていくということが大事ではないかというふうに思いますし、それらについても、中身については全く同じような仕事をしていただいているのもあれば、全くそうではない、軽微な形での仕事をお願いしているものもある、職種によっていろいろと対応の仕方が違いますので、それらについても、一定の整理はしているつもりでございますが、今後についてもより職員が力を発揮して頑張ってくれるように、それはパートの職員の皆さんも含めてですけれども、そうしたことをより力を発揮していただくような、そうしたことを大切に進めてまいりたいというふうに思っております。

なかなか具体的にこうということがちょっと今の段階で申し上げられませんが、そうした姿勢で臨んでいきたいということにはかわりがないということでご理解が賜りたいというふうに思います。

与謝野町のいろんな事業にしましても、本当にパート、正規関係なく、今一生懸命頑張ってくれているというふうに私自身も理解をしておりますし、それらについて、何らかの格好で不公平の生じないような形をとってまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議 長(糸井満雄) 野村議員。あと1分でございますのでよろしく。

1 番(野村生八) 伊藤議員の指摘でも医療費の問題でも、あらゆる面で今住民への負担がふえている中で、大変な仕事かふえていると思いますが、ぜひ言われたように、住民の暮らしを守るために一層ご努力いただきたいと思っております。終わります。

議 長(糸井満雄) これで野村生八議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩に入りたいと思っております。

再開は1時30分といたします。

それではただいまから昼食休憩といたします。

(休憩 午前11時54分)

(再開 午後1時30分)

議 長(糸井満雄) 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

13番、今田博文議員の一般質問を許します。

13番、今田博文議員。

13番(今田博文) 第10回定例会におきまして一般質問を行います。少子化対策、子育て支援について、とりわけ出産祝金制度の廃止についてお伺いをいたします。2点目は、自転車道の管理について、3点目が獣害対策についてであります。町長のご所見をお伺いをいたします。

平成18年3月に3町が合併して、早いもので1年と3カ月以上が過ぎました。第1回加悦町岩滝町野田川町合併協議会が平成17年2月8日、加悦の元気館において開催され、会議では合併基本5項目が協議されております。すなわち、合併の方式、期日、町の名前、事務所の位置、財産の取り扱いが協議されました。そして第7回合併協議会をもってすべての合併協定項目の確

認を終え、3月23日わーくぱるにおいて調印式が開催をされました。

町の将来像は、「水・緑・空 笑顔かがやく ふれあいのまち」に決まりました。何百、何千と言われる項目が協議調整され、そして合意に至り、合併が成立するわけでありまして、合併協議は大変な労力を要する作業であります。

その中の一つであります出産祝金制度についてお聞きします。この制度は、今申し上げました合併協議でも多くの議論がありました。多子出産祝金制度は、加悦町が行ってきた制度でありました。しかし、合併協議では廃止の提案がされましたが、委員の皆さんの意見はいい制度であるから出産祝金制度として残していこうという意見が大勢をしめて、新町に引き継ぐことになりました。合併してから、平成18年3月31日まで続けましたが、わずか1年1カ月で廃止になりました。国立社会保障人口問題研究所が公表した人口推計は、50年後も1人の女性が一生の間に産む子どもの数、すなわち合計特殊出生率は1.26にとどまり、日本の人口は8,000万人に落ち込むという将来像を示しています。2005年に1.26で過去最低を更新したが、2006年には6年ぶりに上昇いたしまして、1.32になったと厚生労働省の人口動態統計の結果が報道されました。

国内で生まれた赤ちゃんは前年比3万132万人増の109万2,666人になりました。厚生労働省は景気回復などの影響で結婚するカップルがふえ、第2子、第3子をもうける夫婦もふえたことが背景にあると分析しながら、長期的な少子化傾向は変わらないとしております。

昨年増加になったのが、予想以上に低下した反動による一時的な上昇との見方も出ています。ことしには再び急落して2012年には1.21まで低下すると見られています。今の人口を維持するには、出生率2.07が必要であります。特に京都府は、1.19と東京の1.02、北海道の1.18に次いで全国でワースト3番目にあります。一方、50年後の65歳人口についても、総人口に占める割合は40.5%となり、2.5人に1人が老年人口という時代が訪れると予測されています。

出生率は減り、高齢化率はどんどん上がっていきます。現在は3.3人の働き手で高齢者を支えています。50年後には1.3人で支えることになります。このように、子どもの数は減っていき、高齢者はふえていくことになります。これを受けて、国をあげて、また全国の自治体で少子化対策、子育て支援を行っています。新しく誕生した与謝野町も、冒頭申し上げましたように、合併協で協議され、出産祝金制度を残すことで合意に至りましたが、わずか1年余りで廃止になりました。町長の方針であり、議会で可決したからには仕方がないことであろうというふうに思いますが、それにかわる制度として、妊婦検診を2回から3回にふやされました。6月から始められたと聞いています。そこで、出産祝金が3月31日で廃止になり、妊婦検診が6月1日から始まりました。その間、出産祝金にも妊婦検診にも制度の恩恵にあずかっている人があります。ここの手当をしっかりと、2カ月間の空白を埋めることが必要だと思っておりますが、町長はいかがお考えですか、お聞かせをいただきたいと思っております。さらに、少子化対策、子育て支援の現状と推進策についてのお考えがあればお聞かせください。

次に、自転車道の管理について質問します。加悦・岩滝自転車道は、起点を加悦の道の駅から終点岩滝橋まで、延長12.2キロメートルの歩行者・自転車専用道路であります。加悦から岩滝までの間に加悦庁舎には加悦休憩所、三戸谷付近には野田川休憩所が設置されており、トイレ

や休憩所のいすも完備され、より快適に散歩をしたり、ジョギングを楽しむことができるコースになっています。

健康は規則正しい生活が一番です。私たちは、いつでも元気で楽しく有意義な人生を送りたいと思っています。健康とは、明るく、そしていつも前向きのものであるはずであります。健康維持のためには、運動が欠かせない大事なものです。とりわけ、ウォーキングは体に大きな負担をかけることなく、自分の思うように早く歩いたり、大股で歩いたり、コントロールでき、手軽に行われるのも大きな魅力です。ウォーキングは太り過ぎを防ぐ脂肪燃焼効果、血行促進効果があります。さらに、動くために必要な筋力や持続力の維持、骨を丈夫にするなど、さまざまな効果が期待できます。体力の維持には持続力が必要です。この持続力が低下すると、疲れやすくなり、多くの問題が生じてくると言われています。疲労すると反応や敏捷性も低下し、バランスを崩したとき転倒しやすくなったり、思考力が低下し、判断も鈍ります。さらに、肉体的疲労はやる気や精神面にも影響します。とにかく、歩くことは脂肪を燃やす有酸素運動です。

健康日本21は、国民が豊かな人生を送ることができるように国が推進している健康づくり運動です。栄養、食生活、身体活動、運動、休養、こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がんの9項目にわかれていて、それぞれ具体的な対策や目標が定められています。その身体活動、運動の中で、重要視されているのが、日ごろから歩くこと、成人に対する個人目標が定められています。その目標とは、日ごろから散歩、早く歩く、乗り物やエレベーターを使わず歩くようにするなど、意識的に体を動かすこと。二つ目に、1日1万歩以上歩くことを目標に、週2回以上、1回30分以上の息が少し弾む程度の運動を習慣にしよう。三つ目に、最初の運動はまずウォーキングから、日本人の一日に歩く歩数は男性で8,202歩、女性で7,282歩と言われ、歩くことでいつまでも元気で、そしてこちよい運動は気分も晴れやかになります。いろいろと申し上げましたが、歩くことがいかに大切か、そしてその基盤であり、現在多くの人々が利用されている自転車道の管理について、お聞きをいたします。

18年度の管理については、どのような形でされたのか、お伺いをいたします。道の両側に草が生えて歩きにくい状況が長い間続いていました。早く草を刈ってほしいとの声を多く聞きました。植栽された樹木も多くが枯れています。そして、今後の管理計画はどうなっていますか、また防犯灯の設置のお考えについてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

3点目に、獣害対策について質問します。中山間地域では、休耕地や耕作放棄田などが増加するなど、農地資源の利用低下と荒廃が進んでいます。管理放棄された荒廃地は、荒れ草に覆われ、野生動物の温床となり、中山間地域の農業をさらに困難にして、一層の耕作放棄を推し進めている状況にあります。全国では、いろいろな取り組みが行われています。新たな農用地の保全、活用として、中国地方では耕作放棄地や休耕地、果樹園などの多様な里地に放牧の裾野が広がっています。

島根県大田市では、営農と生活保全のために村をあげての放牧が始まっています。小山集落は高齢化と耕作放棄地の増加、獣害の農作物被害に悩む典型的な中山間の集落でありましたが、平成12年有志8人が集まり、放牧の会が結成されました。放牧により獣害の被害をくいとめる取り組みがされました。荒廃地の解消と果樹園など下草の管理やイノシシなどの被害を防ぎ、居住空間の環境改善を行うのが目的であります。複数農家の協働により、放牧などの方法に取り組ん

でいます。

滋賀県木之本町でも、3.5ヘクタールがイノシシ被害のため耕作放棄されていました。滋賀県農業センターでは、このうち75アールを借りて牛2頭、羊3頭、山羊3頭をイノシシの被害を防ぐために2カ月半の間放牧されています。最初は牛の姿が見えなくなるほど草が茂っていたが、1カ月経過するころから草の量が減り、2カ月たった時点でほぼなくなってしまった、もう食べる草がなくなり、家畜を撤退させたと聞いています。この間の獣害の被害状況を調査したところ、85%の人から獣害が減ったとの回答が得られました。翌年から、残りの荒廃地にもぜひ放牧してほしいとの申し出があり、新たな放牧地を設置しました。また、獣害対策ができた水田には、大豆の集団転作に取り組むこととして、転作奨励金200万円が集落に入り、大豆は反収240キログラムあったと報告されています。その後の被害は住民アンケートでも97%の人から獣害が減ったと回答しています。足跡調査の結果、獣道が耕作地を迂回して山の上を移動しているのが確認され、大きな成果が出ています。

牛を放牧しての被害防止、またほかの地域でも臭いや音でも撃退しています。このようにそれぞれの地域で獣害対策に力を入れて効果をあげています。そこでお伺いいたします。現状の獣害被害についての認識はどのようにお持ちでしょうか。また、中山間地域に対する事業推進がされています。今年度からは環境・水保全事業を始まり、地域では電気柵の推進などに力を入れていますが、被害をくいとめることはできません。さらに、電気柵が設置していない道路上には、シカがうろうろ出てくる始末です。獣と車の事故もたびたびあります。特に生徒や児童の下校時には夕方になり、出くわすこともあり危険な状況にあります。

地域の力や個々の対応では防ぎようがないところまできていると感じています。生態系の変化が進む中、短期的な施策では対処できなくなってきているのも事実であります。人間と野生動物との共存へ向けた取り組みも大事であると思います。そのためには、里山の再生や雑木林の復活が大きなかぎを握っていると思います。一部の農家や周辺部の人たちだけが負担や被害を被ることをいつまでも放置してよいはずはないと思います。

紹介しました島根県中央農業総合研究センターや滋賀県農業総合センターのように、広範囲での取り組みや行政の対応、対策が要るのではないかというふうに思っています。また、今後の獣害対策についてのお考えをお聞きをし、一般質問といたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 今田議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、1番目の少子化対策子育て支援についての1点目、出産祝金制度の廃止についてでございますが、出産祝金については、ことしの3月末をもって廃止をさせていただきましたが、財政的に脆弱なそうした自治体にとっては、限られた財政を最大限効果的に使うことが重要でございます。財政的な面だけではなく、そうした意味も含め、少子化対策等により実効性のある対策を講じようということで、この一時金についての制度を廃止し、妊婦健康審査の助成回数を2回から3回にふやしたり、また昨年11月からは年度途中ではございましたが、小中学校の児童生徒の医療費負担を現物給付する等にもあてております。

また、加悦町では行ってはおりませんが、ブックスタート事業つまり赤ちゃん

に対し母親が読み聞かせを行うことで、町からは本をプレゼント、そしてそうした指導を行うということによって、より親と子のコミュニケーションを図っていく、そうしたブックスタート事業も新町になって取り組んできた事業でございます。

ご質問にございました無料の妊婦検診を2回しか受けず、また出産祝金ももらえない方の対策につきましては、ということですが、妊婦検診は6月から実施をしておりますけれども、4月以降の母子手帳の交付者に対しましては、4月にさかのぼって実施をしております。ですから、その空白といたしますか、あいたところはないというふうにご理解がいただけたらと思います。

そして、こうしたことも含めまして、今後引き続き少子化対策や子育て支援制度の充実につきましては、いろいろと研究をしてみたいというふうには考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

次に、少子化、子育ての現状と今後の推進策でございますが、6月6日に発表されました人口動態統計では、先ほどもおっしゃいましたけれども、一人の女性が生涯に産む子どもの推定人数を示します合計特殊出生率は、過去5年間連続で最低を更新し、2005年は1.26でございましたが、去年は6年ぶりに上昇し、1.3人に回復いたしました。

厚生労働省では、景気回復などの影響で結婚がふえ、第2、第3子をもうける夫婦がふえたことが背景にあると分析しておりますが、子どもを産む世帯の女性人口が減少しているというのが影響で、生まれた赤ちゃんの数は2005年に次いで過去2番目に少ない109万2,600人でございます。都道府県別では、一番高いのが沖縄県の1.74、一番低いのが東京都の1.02となっておりますが、京都府は東京都、北海道に次いで下から3番目の1.19でございます。与謝野町の人口に占めます14歳までの年少人口は16%で、京都府内では上位のランクでございますので、これまで取り組んでまいりました保育事業、学童保育、乳幼児児童生徒医療費助成など、子育て支援の施策の効果が出ているのではないかとというふうに考えております。特に小学生以上の医療費助成を実施している京都府内の市町村は、小学校3年生までが宇治市、小学校卒業までが長岡京市、京丹後市、中学校卒業までが八幡市、京丹波町、伊根町、与謝野町、高校卒業までが南丹市の6市町でございますが、現物給付をしておりますのは京丹波町と与謝野町の2町だけでございます。

出生率が前年より3万1,000人増加し、合計特殊出生率回復の明るいニュースがございませぬものの、少子化対策は国をあげて子育て、家庭の経済的負担を軽減する対策に取り組まなければ、自治体独自の対策では大変厳しい問題であるというふうに認識しております。厳しい財政状況ではございますが、これまで取り組んでまいりました施策の充実を図りますとともに、自助、共助、公助の協働によりまして、住民の皆さんも参画をしていただき、少子化対策、子育て支援に取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆さんからも有効な施策をご提案いただきますように、お願いいたします。

次に、2番目の自転車道の管理についてでございますが、平成18年度の管理状況については、いわゆる自転車道は府道加悦岩滝自転車道線で、京都府の管理となっておりまして、昨年土木事務所では草刈りを1回実施されております。今後の管理計画ですが、管理者は京都府ですので、土木事務所とも協議した内容について報告させていただきます。

府の財政状況も大変厳しく、年1回実施している草刈りを、これ以上ふやすことは困難であり

ますが、通行される自転車や歩行者に重大な影響を及ぼすことがあれば、その都度対応を考えていきたいとの回答をいただいております。

そのような中で、さわやかボランティアロードとしまして、算所地区や四辻地区では、自転車道の空き地を利用して、草刈りや花を植え、地域の景観を守る活動を実施していただいております。ボランティアによる草刈り等について、何かの支援ができないか、京都府と協議を続けているところでございます。

最後に、防犯灯の設置でございますが、基本的に防犯灯の設置は町の施行となります。既に危険な交差点等につきましては、京都府で道路照明を設置されておりますが、それ以外の部分については設置されていないのが実情でございます。設置につきましては、稲作の影響を及ぼすことから、農家の理解がまず必要なこと、関電柱等の転化できる電柱がないので、すべて自立性、いわゆる柱から設置していかなければならず、事業費が膨大になる上、以後の電気代も相当なものになり、なかなか困難であるというふうに考えております。

朝夕や通勤通学の利用を考えますと、防犯灯の設置は重要な課題というふうに思いますが、京都府との協議し、方策を模索していきたいというふうに考えております。

獣害対策について、3番目の点についてお答えいたします。まず1点目の被害の現状でございますが、近年、人間の生活スタイルが変わってきたことなどにより、山の荒廃が進み、被害が著しく増大しております。そうしたふえ続ける被害の原因は、農業者の減少や高齢化などにより、中山間地の遊休農地が増加し、田んぼと山との境界がなくなりつつある中で、遊休農地が格好のすみかとなり、人里近くの田畑の農作物を餌にして生活するようになったことが大きな要因でございます。

昔は山奥に住んでいたイノシシやシカなどの野生獣が、おいしい餌が簡単に手に入り、住みやすい環境である里山に住みつくようになったと言われております。丹精を込めてつくった作物が一夜にして全滅したり、山間地ではトタン張りの農地の中で耕作を余儀なくされるなど、異常な事態が続いており、とくに与謝、滝、加悦奥の山あいでは、このままでは村が崩壊してしまうという声まで聞かせていただいております。深刻な状況にあるものというふうに認識をいたしております。

その対策といたしましては、町としましても毎年春と秋に有識者の方々を委員とする、与謝野町野生鳥獣被害対策運営協議会を開催し、年間の駆除計画や電気柵等の防除施設設置事業の取り組みなど、計画的かつ効率的な野生鳥獣対策を関係機関が連携して取り組めるよう、協議をしております。電気柵等による防除と、おり、なわによる捕獲を複合的に実施して、被害防止に努めているところでございますが、今のところ、決め手となる対策がないのが現状でございます。

次に、2点目のご質問でございますが、中山間地の交付金事業や今年度からスタートした農地水、環境保全向上対策において、多くの地区で獣害対策にその交付金をあてられる事例がございます。まずこれを有効に活用していただきたいというふうに考えております。里への侵入防止は、まず電気柵が最も効果があるというふうに思いますので、交付金だけではなく、設置にかかる補助事業をフルに活用していただきたいというふうに考えております。また、生徒や児童の下校時が危険であるとのことご指摘でございますが、ただいま申しあげました対策により、山からの侵入を防止するとともに、シーズンには集団で下校したり、子どもたちにもシカやイノシシの生態を勉

強させたり、危険な場所等をマップにする、あるいは注意看板を設置するなど、必要に応じて対策を講じていきたいというふうに考えております。

最後に、3点目のご質問でございますが、個々の対応では限界があり、広範囲での取り組みや行政への対応を求めているというふうな状況でございますが、広範囲に取り組むには、やはり地域がまとまって対応していただき、そこに行政が支援させていただくことを基本にしたいというふうに考えております。従来からの支援制度のほかに、昨年山裾を刈りとって緩衝帯を設けることにより、山と里の境界を明確にし、里へ侵入を防止するモデル的事業を温江地区で取り組んでいただきましたので、これらの効果も見極めた上で、広範囲な取り組みに活用できるものなら、積極的な支援策につなげていきたいというふうに考えております。

この件につきましても、先日の有吉議員のご質問等の犬の件、あるいは本日今田議員から滋賀県やあるいは鳥根県の取り組み等のお話も聞かせていただきました。それらもいずれにいたしましても、獣害対策は重要な課題として位置づけておりますので、先ほど申し上げました野生鳥獣被害対策運営協議会等、また町でもいろいろと研究し、今後も十分な協議を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。今田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

13番（今田博文） それぞれ今町長からご答弁をいただきました。出産祝金についてでありますけれども、これは質問の中でも申し上げましたように合併協でいるんな議論があり、残していこうということで始まったわけですが、議会で反対少数で否決をされ、その制度が廃止になったという経過があるわけで、これは住民の代表である議会が決めたことでありますから、これは最終結論、仕方がないというふうに思うんですね。先ほど町長がおっしゃった妊婦検診を前倒しでやっていると、4月からやっていると、ではないんですか。あとで課長お願いします。

私はそういつて今聞いたと思ったんで、それでは全部の人に恩恵が行き渡っていないんじゃないかということをおっしゃったんですが、あとでお願いします。

それから自転車道、府の管理であることは私も承知をしております。そして町長答弁でおっしゃったように、1年に1回は京都府が何とか手当てをしていただけるんだということでお聞きをしておるんですが、1回ではとてもだめですね。今あんなところからよく草が生えるなというぐらい、コンクリートの隙間といいますか、ものすごい勢いで草が生えています。そしてそれが路面を持ち上げるといいますか、舗装自体を壊していくような現象がところどころで見えてきまして、これは早く手当てをしなければ大変なことになるなというふうに思って、私はたまにでありますけれども、歩かせていただいております。これにはもう一つ、私は知恵を使ったらいいんだらうというふうに思うんですね。府に介してもらおうと、これはもちろん京都府の管理ですから当然していただきます。それから、やはり府の管理であるから町は何もしないのだということではなしに、やはりあれだけ多くの人々が利用され、活用されている自転車道でありますから、町だって1回ぐらいはたっしていいんだらうというふうに思うんですね。ぜひそこをお考えをいただきたい。そして、中山間でありますとか、それから環境保全、水、新しい制度ができたわけですが、その制度を利用するといえますか、地域の方をお願いすることはできないだらうかと、作業に出たいただいた方にこの制度を利用しますと、いわゆる日当といえますか、そういうこともできる

わけで、地域の中で、自分の地域の中だけ、ぜひ自転車道も管理の中に入れていただけたらどうかと、1年に一遍でいいですから、何とかそれはならんかなということで、これもぜひお願いをしていただいたら、そう地域の方もそんなこと知らんということではねつけられないんだろうというふうに思うんですね。そこはぜひ、お考えをいただけたらなというふうに思っています。

それから防犯灯の件も、私は重要だというふうに思うんですが、今考えてみますと、大変な費用がかかり、町長おっしゃったようにその支柱から立てていかなんということ、膨大な費用がかかりますので、今すぐどうこうというわけにはいかないんだろうというふうに思っておりますけれども、ぜひそういうことも視野に入れながら、今後は管理運営をしていただけたらなというふうに思っています。

それから獣害対策ですが、本当にどうしようもない状況というのは、全国の地方で中山間地で起きている現象でありまして、どこも同じような悩みを抱えています。ですけれども、そのことに果敢に挑戦をして立ち向かって、それを撃退している地域はたくさんあるんです。ですから、その先進事例、あるいはそういう結果を踏まえて、やはりこれは農林課の一つの仕事になるんだろうというふうに思うんですが、その情報をとって、やはり地域にもこういうことがあるんだと、先進地ではこういうことをして撃退をしているところもあるんだと、ぜひこういうことも試してくださいということぐらいは、私はしたっていいんだろうというふうに思うんですね。電気柵の補助を出している、こういう制度があるから地域でやりなさい、このことだけでは対策はできません。

町長、地域が盛り上がったなら町も支援するというふうなことを答弁でおっしゃいましたけれども、町長がよくおっしゃる、自助、共助、公助です。ですけれども、私はどうもね、自助がなければ共助にいかない、共助がなければ公助にいかないと、こういう発想ではないかなというふうに私はずっとこの間、1年間ほど町長の答弁なり、その自助、共助、公助という言葉聞きながら、そう思っていました。だけどこれは、逆に公助から入ったっていいんですよ。別にお金を出せと言っているんじゃないですから。今申し上げたように、いろんな先進事例をとったり、お互いに地域の人と知恵を共有したりすることだって公助なんですよ。ですから、公助から入り、こういうことがあるから自分たちでも頑張ってみてくださいというぐらいな、お互いに知恵を出したり、アドバイスをしたり、このことが必要だというふうに私は感じています。

こういうことができないのか、町長もぜひそのことも十分お考えいただいて、担当課に指示を出していただけたらなというふうに思っております。

最近の動物というのは、非常に賢くなったというふうに言われておりまして、一つの対策だけではなかなか太刀打ちできないというふうに思っておりますけれども、しかし、野生動物より人間の方が知恵が劣っていると私は思いませんね。それは人間は知恵があるんです。ですから、もっと一緒になって、共助ですね、これこそ共助です。そうしてみんなで頑張れば、必ずできるんですから、ぜひ担当課もそのところはねじりはち巻きをもう一度絞め直していただいて、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、猟銃のですね、駆除の関係で、非常に猟友会というのがあって、駆除でお世話になっているわけですが、非常に高齢化になったと。若い者が鉄砲の免許をとってくれないという悩みも抱えておるといふふうに私は聞いておるんですが、農林課の方で一人ですか、いわゆる免許

をとっていただいたということも聞いているんですが、許せるなら、やはりもう一人でも二人でも、ぜひそういうことに挑戦をしていただけたらなというふうに思っております。

それから時間がだんだんなくなりますけれども、我々の地域で最近サルが出てきたという話をよく聞きまして、5頭、6頭の群れになってサルが来て、悪さをして帰ると、こういう状況が2、3回私聞きました。このことが、もう常にサルが出てくるようになれば、大変なことになるなというふうに思って今おるんですが、やはりこれは、ちょっと本を読んだり人に聞きますと、早い段階で処理をすると、山へ逃がしてしまうと、そうでなかったら、一遍味をしめたら、何ぼでも出てくるということをお聞きをしましたんで、ぜひそのあたりの撃退法といいますか、追い出し方も我々はちょっと雑誌を読むぐらいしかありませんので、ぜひ課長のすばらしい頭で先進事例等を十分に研究していただいて、早いうちにやっぱり追っ払うということが大事だというふうに思いますので、ぜひそのところもお願いをしたいというふうに思います。

今の件について、ご答弁をお願いします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 妊婦検診の件につきまして、まず課長の方から説明をさせてからにさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） ご質問をいただきました妊婦検診のことにつきまして、答弁を申し上げたいというふうに思います。

先ほど、町長から答弁いたしましたとおり、ことしの6月から妊婦検診の無料検診を2回のところを3回無料とさせていただきます。この無料検診を実施するにあたりましては、京都府医師会等々との調整がございまして、本当に4月にすぐの実施すればよかったんですけども、そういったものの調整期間がございましたので、今回の6月に実施ということになりました。

しかしながら、対象といたしましては、この年度の切りということがございますので、4月以降妊婦検診の届け出を出していただいた方については、4月時点では2枚しかお渡しをしておりませんけれども、もう1枚追加でお渡しをして、妊婦検診を受けていただくという方法に変えさせていただきます。これはことし3月の議会の中で町長が2回から3回にしますよということを受けて調整をしておったということがありますので、この間、2カ月の猶予をいただいたと、調整期間をいただいたということでございます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） この件につきましても、今各地域の町政懇談会なんかに戻っておりまして、特に加悦、加悦奥、おとつ、金曜日でしたか、加悦奥でもこのことについて出ておりました。全くこれがなくなってしまって、それにお知らせのところには祝金がなくなりますだけで、じゃあそれにかわる何かがあるのかというようなお知らせが全くなかったんで、理解ができていなかったけれども、そういう妊婦検診を2回、3回にされる、またブックスタートというのが何か加悦の方はわからなかったんですけども、そういう中身を説明させていただいたら、それに対して不足といいますか、そういうことをおっしゃるような状況にはなくなっておりましたので、まだまだこの町が取り組んでいこうとしてます新しい施策を理解していただけない方が多いために、

なくなった分だけがインプットされたのではないかなというふうに、改めて感じましたので、それらも含めて、町のとってますそういうよそにもなかなか妊婦検診を無料というところも少ないようでございますので、こうしたい取り組みについては、もっともっとPRをして丈夫な赤ちゃんを産んでいただけるような、そういうPRをする必要があるかなというふうに感じております。

これは単にお祝金を差し上げるということではなしに、基本的な考え方の中に、やっぱりそういうけさからも総合力という言葉が出ておりましたけれども、いろんなそういう施策が複合的にリンクして、住みよい、また子育てのしやすい、またそうした環境を底上げしてきている大きな力になってきているんだと思いますので、確かに今まであった制度がなくなったということではないですけれども、ことしの予算の編成の考え方でも、スクラップアンドビルドということで、今まで継続していたものでも見直して、いい施策であればそれを進めていこうという考え方のもとに、ひとつこれを取り組みましたので、その辺のご理解をぜひいただきたいというふうに考えます。お願いしたいというふうに思います。

それから自転車道の管理につきましては、町が1回でもしたらというようなこと、それから自助、共助、公助の考え方、問題のちょっとギャップがあるのではないかなと、私自身も感じております。せっかく先ほど申し上げましたように、ボランティアの方たち、算所地区なり四辻地区では自転車道の空き地を利用して草刈りをしたり、あるいは景観を守るそういう活動をしておられますので、やっぱりそういうみずから何かしていこうという活動に対しては、やはり町も支援をしていくということが必要ではないかなと思いますので、まずそれらの輪を広げていくようなところから、ぜひ取り組みたいというふうに思います。なかなかそういったことは、難しいかと思えますけれども、いろんなお金の、それこそお金の問題ではなく、やはりそうした活動を大事にした活動が、今後も展開できればなというふうに思っております。

小林議員さんの方の地域力再生プロジェクト等もございました。あれらも、地域を自分たちで何とかよくしていこうという、そういう人らに対しての支援をしていこうということですので、それらについても、地域でやっていこうということについて、頑張ってもらっていただけたらなというふうに思いますし、また町としても、先ほど申し上げましたように、どうしてもこんな支障があると、危険だというようなことについては、当然府の方に何とかしてくれということをお願いいたしますので、またそうした情報をぜひいただけたらというふうに思います。

それから最後の獣害対策でございますけれども、本当に野生動物との知恵比べみたいなのところがありますし、いろんな各地域での取り組みがテレビでもいろいろと報道されております。とりわけサル被害というものについては、やはり人間に近いのか、大変知恵が働くのか、非常に困ったものであるというふうに思いますし、またカラスによるごみの被害あたりも、ちょこちょこ出てきておりますので、いろんな意味で有害鳥獣のそういう対策というのは、知恵を出してやっていかなければならないなというふうに考えております。

先ほども申し上げましたように、やはりいろんな運営協議会でも十分お話をさせていただく、それは具体的な取り組みになるのかと思いますけれども、やはり先進地のいろんなそういう情報を先ほども言いましたけれども、農林課あたりがやはり収集をして、情報を提供し、そこでみんなで考えていくというような、そうした方向でぜひ研究させたいというふうに思いますので、そ

ういった点で、またいろいろな議員の皆さん方もいろんなところでいろんな方法をお聞きになると思いますので、そうした情報をぜひお知らせいただいて、お互いに力をあわせて対策を練っていききたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 出産祝金の関係で、今町長からと課長からと聞いたんですが、これで本当に空白というのではないのでしょうか。なくなったわけでないですね。2回から3回に妊婦検診をふやされたということはあるんですが、例えば4月1日に生まれた方、その方は妊婦検診2回と、出産祝金もらってないですね。もらわれてないということですね。ですから、その空白の2カ月間、すべての方に手当てができたとは言い切れないんだというふうに思うんですね。そこを何とか私は埋める必要があるということをお願いしたんです。

それから自転車道、私もずっと歩いてみましたけれども、やはり町長おっしゃったようにボランティアで地域をきれいにしているところはあります。ですから、そういう輪を広げたいんですが、全線に、ただ、町長のおっしゃる地域がそういう気持ちになったからというのは、なかなか前に行かないんです。ですから、音頭をとっていただくということも必要だと、自助、共助、公助、公助から入ることも必要だということをお願いしたんです。

それから、獣害ですが、子どもの通学に危険だということがあったので、私は地域バスのあれがありますね、運行計画といいますか、いろいろと話し合いがあるんですが、スクールバスのことも十分考えていただけないかなというふうに思うんですが。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確におっしゃるように、制度を改正するときには、そうした途中若干公平でないというか、今までとは違ったことをしますので、当然その改正がされて執行されるまでの間の、確かにそういう空白が生まれるというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたように、全体の総合力等の中での考え方で、そんな特段じゃないですけども、2カ月あれなかったから祝金ももらえなんだ、どうだこうだではなしに、その辺はご理解がいただけたらなというふうに思います。

それからもう1点、ちょっと間違いがございまして、高校卒業まで南丹市も含めまして、全部で6と言ったんですか、それが計算したら8でございまして、その点だけ訂正をさせていただきます。

実際のところ、自助、共助、公助の考え方の中には、なかなかすばっと切って、これは皆さんですよ、これは我々ですよなんて、なかなか難しいところがあると思います。お互いに協力してやらなきゃならないこともありますけれども、基本としては、やはり合併をしたということは、できるだけ自分たちでできることは自分たちでしょう、何でも今まで行政にお任せしていた部分については、やはり住民の人たちもその辺も考え直してみようというところ、行政も余りにも行政のすべきことで、本来すべきことがないがしろになってそうでないところに力が入り過ぎていた点もありますので、やはりこの与謝野町という新しい町ができたこれを機会に、いろいろと矛盾はあるでしょうけれども、やはり前向きにぜひ考えていただけたらなというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） これで今田博文議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をはさみます。

2時40分まで休憩いたします。それでは休憩します。

（休憩 午後 2時24分）

（再開 午後 2時40分）

議 長（糸井満雄） 会議を再開いたします。

次に、10番、赤松孝一議員の一般質問を許します。

10番、赤松孝一議員。

10番（赤松孝一） 赤松でございます。それでは最後になりましたが、早く終われという声も今いただきましたが、簡単明瞭に質問したいと思っています。

私は、通告のとおり、消防団の現状と課題ということで質問をいたします。

まず、皆さんもご存じのとおり、消防団はややもするとボランティア的な目で見られる向きもありますが、ご存じのように消防団はいわゆる自主防災組織でもなければ、ボランティアでもなく、一定の指揮命令のもとに組織活動を行う公の機関、いわゆる行政機関であり、特別地方公務員であるということでもあります。したがって、これから質問しますことは、そういう意味におきまして質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

消防団の活動内容は、今さら私がここで発言するべくもなく、皆さんご存じのとおりではございますが、やはりこの消防団に対する活動の内容が、年々いわゆるふえてまいっています。と申しますのも、例えばであります、国民保護法のもとでは、避難誘導ということも入っています。それから女性消防団がふえることによりまして、一人暮らしの高齢者宅への防火訪問、また応急手当ての普及指導など、だんだんと消防団の活動内容も日々ふえているというのが現状でございますが、しかし反対に、消防団の団員は年々減少しているというのが実情であります。消防団はただ単に火災を消すだけではなしに、やはり消防団活動の中によりまして、地域愛、そして規律、そして友情、奉仕、そういったものが養える、非常に大切な団体であるというふうに思っています。

そういった中で、現在の消防団を見ますと、これは全国的な話になりますが、今現在約90万人が全国の消防団員でございます。昭和27年当時は209万人であったものが、現在90万人というふうに大変少なくなっています。また反面、消防署のいわゆる消防職員数は年々ふえてまいりまして、昭和27年当時2万7,000人だったものが現在15万6,000人というふうに年々ふえてきてはいますが、やはり消防団なくしていわゆるこの防災活動、また救助救出活動、消火活動、風水害等の災害発生時に対するいろんな活動、こういったことができないのが現状であります。

今、例えば有事が起きたとしまして、この日本でやはり一番頼りになるのが消防団の今の90万人、自衛隊は約25万から6万人、警察官が26万人、消防職員が15万6,000人という、こういった数字から見てもいかに消防団員のマンパワーが大きいかが皆様もおわかりのことと思います。

そして今では、消防団が郡部では、いわゆる田舎ではだんだん、だんだんご存じのようにサラリーマン化しまして、全国でも69%がサラリーマン化というのが現状であります。また都心

部に行きますと、いわゆる地域のコミュニティ活動が少ない関係から、消防団に入る方がまた少ないと。人口は多くいても、団に入る方が少ないと、こういった非常に都心部においても、また郡部においても、消防団活動の特にいわゆる人員確保が非常に国家的な難しい問題になっていて、総務省の消防庁もいろいろとこの団員確保にいろんな知恵を出されています。例えば、郵便局の職員にお願いするとか、地元の農協職員にお願いするとか、地方公務員の方々、国家公務員の方々にお願いするとか、またOBの方々に消防団のお願いをするとか、それから女性の消防団員を求めるとか、そういったことが消防庁の方でも発表されていますが、今現在、そういう国家的な問題になっている消防団につきまして、当然与謝野町のサラリーマン化もご存じのように全国平均と同じような数字であります。そういった今の消防団の位置づけ、活動内容、それから組織の対比、また消防団の現状等々を考えながら質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

6月の4日のときに、総務常任委員会と5月9日に選任されました消防委員の方々9名、それから消防団の幹部の方、団長以下4名、それから総務課の職員の皆さんと一緒に、今の消防団の現状と課題といったことで意見の交換会を持たせていただきました。そういった中で、いろんな課題はあるわけですが、特に強調されていました点は、いわゆる消防団の方が例えば消防学校へ出張して勉強に行かれます。日当は2,200円しか出ません。例えば、職員の方が出張されれば、ついて随行して、給与保証があった上での日当であります。ところが、一般の方は会社を休んで給料がそこから引かれて、最近は日給月給が多いそうであります。2,200円ではどうにもなりませんと、この部分は特に声を大にしたいというふうにおっしゃっていました。

それからもう1点は、いわゆる消防車の更新であります。消防団の中の幹部クラスの合併協議の中で、消防車の更新は16年というふうにとりきめをされましたようで、ことしも平成19年度も消防ポンプ自動車1台更新予定であって、そのつもりでおられたのが、予算がつかずに、予算がないといったことで消防車の更新ができなかったと。しかし、これは予算がつかないとかの問題ではなしに、いざ出動のときに消防車がいわゆる、ないでしょうけれども、万一動かないというようなことがあれば大変なことであります。やはり、これは16年とって年限そのものが随分長い年限であり、それをまた予算がつかないといって一言でいわゆる更新できないといったことは、非常に残念で耐えられないということでありました。

こういったように、これから聞くわけですが、現状をいろいろと課題は聞かせていただきましたが、まず一つ、今の組織そして定数、それから団員の確保、こういったものに向けてどのような対策といえますか、ことを考えておられるのか1点。

それから今のような機材なり消防車なり、また消防車庫なり、そういったものの事業の選定額、こういったものはどのように具体的に試算されているのかといった点。特に本年度のように予算がつかないからしないというふうなことが今後あっては私はないことだと思いますので、この点につきましても、お尋ねをいたします。

それから団員の手当であります。団員手当は地方交付税の中に国からも消防庁からもきているようでありますが、この手当につきまして、先ほどの日当も含み、どのようにお考えであるのか、また現状どのように対応されているのか、この点につきましてお尋ねをしたいと思います。

以上3点、大まかにいいますと質問をいたしまして、1回目の質問を終わります。以上です。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 赤松議員のご質問の、消防団の現状と課題についてでございますが、まず1点目の消防団の組織と定数につきましては、ご存じのとおり合併と同時に旧町の各消防団が一つになり、与謝野町消防団となって団本部を中心に旧町消防団の組織で方面隊を編成し、精力的に活動いただいているところでございます。

本部は団長1名、各方面隊から副団長各2名、本部付分団長各3名、それと女性消防団員10名をあわせて計26名の体制でございます。また、消防団の定数につきましては、加悦方面隊が120名、岩滝方面隊が70名、野田川方面隊が193名で、合計383名でございます。それに対してまして、実際の団員数は368名でありまして、15名の定員割れとなっております。

ご承知のとおり、消防団員の定数割現象は、先ほども言われましたが全国的な傾向であり、有事の際に必要な団員が参集できない恐れがあるということは、大変憂慮すべきことでございます。それに加えて、サラリーマン化が進んでおり、ことしの4月1日現在では、自営業者は約2割で、事業所勤務者が8割近くになっていること、しかも近年は居住地から遠くへ勤務されている傾向でございます。

このようなことから、消防団員の加入促進を図るとともに、現在の各分団を基本としました組織体制に加えて、昼間の体制についても今後検討していく必要があるというふうに考えております。

2点目の消防施設及び資機材の整備計画につきましては、合併協議の中で部分的ではございますが、一定整理をしていただいております。一つ目には、消防車の整備でございます。旧町時代、消防車の更新サイクルはおおむね岩滝町では12年、野田川町では16年、加悦町では17年から18年と差異がございましたので、合併前の3町消防団長会議の中で、更新時期を16年に統一することとされました。それに基づきまして、平成18年度は加悦第2分団と加悦第3分団に小型動力ポンプ付積載車をそれぞれ1台ずつ更新いたしました。平成19年度は予定されておりました消防ポンプ自動車1台について、財政的な理由で予算をつけることができませんでした。

二つ目には、防火水槽や消火栓の整備でございます。防火水槽につきましては、平成18年度は1カ所を新設し、1カ所は地下式に変更したところでございます。平成19年度には1カ所の整備を予定しております。また消火栓につきましては、今年度は新設10カ所を予定しております。

三つ目は、消防団の防火服でございます。現在、岩滝、野田川方面隊では全団に配備されておりますが、加悦方面隊につきましては一部の団員にしか配備されていなかったため、未配備の団員に対して今年度整備する計画でございます。

四つ目は、消防団の詰所及び車庫でございます。現状は、岩滝地域、野田川地域に比べて加悦地域は建築年次も古く老朽化しておりますので、その整備は今後の課題というふうに考えております。いずれにいたしましても、住民の安心、安全を守るうえで町内の消防防災施設の整備を図ることは非常に大切なことであるというふうに認識しておりますので、今後消防団や自治消防、地元地区の皆さん、さらには消防委員の皆様方のご意見をお聞きし、議会のご理解もいただきな

から、年次的な整備計画を立てて順次整備していきたいというふうに考えているところでございます。

3点目の消防団の活動手当につきましては、一つ目は、消防団活動補助金でございます。これは旧町で差異がございましたので、合併協議の中で各町の金額を合計したものを人数で割り、団員一人当たり1万5,000円としているものでございます。したがって、方面隊によって旧町時代に比べ補助金に増減が生じてまいりますが、新町になりまして統一した補助金を支給する必要がございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

二つ目は、旅費でございます。町職員の旅費規定に準じて支給をしておりますが、日当加算等の基準を厳しくしており、合併前より実質的に減額したものになっております。さらに、遠方への出張ともなれば、一日がかりになり、仕事を休んで消防活動に従事していただくことになり、現在の経済雇用状況を考えますと、団員に大きな負担を強いることになっていることは承知をいたしております。今後、消防団員の処遇改善を図り、安心して消防団活動に専念できますよう、方策を検討していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町民の皆さんが安心、安全に暮らせるまちづくりの大きな担い手になっていただいております消防団に対しまして、今後とも皆様方の深いご理解とご協力をいただきますよう、お願いいたしますとともに、行政といたしましても、消防団のご努力に対して、できる限りご支援をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうによりしくお願いいたします。

またいろいろとお気づきの点につきましては、またご指摘をいただけたらというふうに思います。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） ただいま今後の課題として、年次的な計画を立てるというふうなご答弁をいただいたわけでございますが、まず1点、先ほども町長もおっしゃいましたが、3町の中で特に旧加悦町の詰所、車庫が非常に老朽化しているという中で、町長も去年の年末警戒で雪の舞う中を議長と一緒に私も同行いたしました。加悦町方面隊第2分団あれはきょう、車庫とか詰所とか、いわゆる野田川の詰所並びに車庫からすれば、とても呼べる状況ではないと、町長も行かれたんでご存じと思うんですが、やはりあれは早急にですね、あれでは山田断層があると言われ、いつ地震が起きてもおかしくないというふうなことが言われる中で、あれでは地震が起きればすぐにつぶれてですね、自動車が出るどころではないような、町長覚えておられるかどうか知りませんが、失礼な言い方をすれば納屋、工場的なものです。あれは、だれが見たってそう思います。見られた方はわかります。笑っておられますけれども、それが現状です。

だからやっぱりこれはですね、早急にやはり場所もですよ、場所も含め、あの場所が適切だと私も思いませんので、場所も含め、やはりこれは特別な順番をですね、一日も早く手当てされるべき必要があると私は思いますが、いかがお考えかということをお話を1点。

それから今現在団員手当が1万5,000円と、これ団員報酬のことですね、これ。どういう意味の、ちょっとこの点も、今1万5,000円と言われた意味ももう一度お聞かせ願いたいのと、それから日当の点もですね、やはり2,200円という手当はですね、早急に改善をですね、していただきたいと、この点についてももう少し明確なご答弁をお願いしたいと思っています。

それからその団員の確保の問題も、具体的なお話がなかったわけですが、例えば今企業にお勤めの方が多いわけですね。70%以上の方がいわゆる団員がお勤めであると。そうすると、今度は企業側にもですね、迎え入れている、いわゆる仕事に出ていく、いろんな意味でこの企業側の方も負担があるわけですね。そういった意味で、そういった企業の方々にもですね、消防団協力事業所表示制度といったことを消防庁は出していますね、今。そういった企業の方にも応援がしてもらいやすい、そういったものをお願いすると。こういった消防団協力事業所表示制度、表示マーク、それからいわゆる事業所の紹介等、積極的に国もやっていますので、こういったやはり全町的にですね、していかないと、このままいくとですよ、本当に今の368名ですか、この維持が非常に難しくなる、これはよそだけではございませんので、やはり今、そういったものを手を打っていかないと、今現在は300数十名の団員のお蔭で我々も安心して生活できますが、やはりいざというときには、消防団にお願いしなければならないという現状認識のもとで、ひとつこの辺のいわゆる消防団の確保、そしてそれを今応援している事業所、そういったものを含めてですね、それから女性の消防団員、これもやはり独居老人またお年寄りの家族に対してですね、そういった意味でまたいわゆるホームヘルパーとは違った意味での、もしものときの安心、安全の確保のための広報活動等々、たくさんやはり消防団の活動範囲がありますので、そういった点も含めまして、もう一度ご答弁が願いたいと思います。

以上です。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 2回目のご質問、大変たくさんあったんでちょっと抜けるかもわかりませんので、もしあれでしたら言っていただけたらと思います。

加悦町の方面隊の第2分団、これは昭和48年になっておりまして、木造トタン葺き平屋建となっておりますので、まさにおっしゃるように非常に納屋的な、そうしたものであろうかというふうに思いますし、53年には詰所の増設が図られております。

こうして見ますと、加悦の第1分団はこれ昭和55年、それから第3分団は昭和52年と、非常に加悦がすべて古いという格好になっています。また、資機材等も古いということでございますので、今後そうした詰所あるいはそうした機器類の整備をしていく上で、これをやはり早急に順位をつけて計画的に改善をしていく必要があるかというふうに思いますし、そのことについては十分承知しておりますが、何分にも消防委員会を立ち上げるのも少し遅かったというようなこともございますので、これらにつきましては、すぐ消防委員会等にもご相談をかけ、また議会にもご相談かけする中で、計画を早急につくってまいりたいというふうに考えております。

それから先ほど言いました1万5,000円と言いますのは、これは活動費補助金で、要するに賄いといいますか、そうしたものの金額でございます。旅費等は町職員の旅費等のあれで計上しておりますけれども、先ほど言われました特別にそういう訓練を受けるために一日仕事を休んでというようなことにつきましても、それらにつきましても、今後中身について、もう少しどういった金額が、またどういったものにどういう支給をしていくかというふうなことについても、これも精査をしていきたいというふうに思っております。

今、明確にということにはできませんけれども、一つ一つの保険等もそうだったと思いますけれども、一つ一つそういう改善を、一時にはできませんがしていきたいというふうに考えており

ます。

それから、先ほど言われました消防団員の確保ということは、非常に難しい、職場の理解あるいは家庭の理解、地域の理解等々が非常に必要なことになってまいりますので、こうした消防団の協力表示制度、企業でしていただいているところにはぜひそうした形で事業所の表示、協力事業所だというふうなことが表示できるようなことをさせていただけたらと思います。特にやはり感じましたのが、消防の操法大会なんかに行きますときに、本当にその企業の協力がなかったら、団員の訓練からあるいは当日仕事を休んで行ってもらわなきゃならない、いろんなことでのその事業所の協力がなければ成り立たないことが多いので、それらについても、十分配慮できるような、そういう手立てを進めていきたいというふうに思っております。

とりもなおさず、今後のこの消防団との待遇改善、処遇改善ということについては、大事なことでございますので、財政の限られた中で何とか知恵を出しながら、できるだけ活動をしていただきやすい、そういう環境を整えることに努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 今、適切なご答弁をいただきましたんですが、一つ、ポンプ車をどのように考えているか、いわゆることは無理だったと、来年も無理なのか、これについてですね、来年になれば相当年数がたつわけですが、このポンプ車に対する考え方。

それからですね、今の、私もこんなことを質問するのももっと事前に勉強しておけばよかったんですが、いわゆる団員一人当たりの活動費が1万5,000円ということでありましたが、それでは団員の方の団員報酬ですね、団員報酬はどのようになっているのか。いわゆる団の方に聞いてもですね、何かみんなまとめて会計にプールするんだとか、何か返すわとか、いろいろと分団、分団のいわゆる特色がある運用をされているようなので、ひとつ実際に団員一人には年額幾ら払われているのかという団員報酬ですね、これについてちょっとお尋ねをしたいと思います。今のポンプ自動車はことしいかなかったがどうなるのかという点と、それからいわゆる団員の一人の活動費ではなしに、団員一人の報酬は幾らなのかという点につきまして。というのが、これは報酬、出勤手当なんかはこれ地方交付税に算入されているわけですね。その中で見ますと、一応これ消防庁の方では団員一人年額3万6,000円という金額、出勤を1回すれば7,000円、これは消防庁が書いておるんで、私が書いたのと違いますよ。というふうに書いてあるんですね。いわゆる公務災害負担金とか、こういったものを積算して地方交付税に算入している。ただし、これよりも高い自治体もあると。これに届かない自治体もあると。これはあくまでも地方交付税に算入しても、要ったお金はその自治体が好きに使われるわけですからね、条例もありますし。だからそれをどうこうというんじゃなしに、実際どれくらい払われているのかといった点についても質問をいたします。

以上です。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） ポンプ車の件ですけれども、できるだけ努力はさせていただきたいと思いますが、まだ今確実にそうすることが言い切れませんので、できるだけ努力をさせていただくということでご答弁とさせていただきます。

それから、今実際に団員がどのぐらい報酬をもらっているのかということですが、合併協議の中で3町それぞれ協議をしました中で、一番高いところの数値にあわせました。団長が今のところ報酬年額が30万円、そしていろいろとありまして最後団員は7万3,000円というふうになっております。条例で一応そういう形で決めておりますので、また参考に見ていただけたらというふうに思います。

以上です。

議 長（糸井満雄） これで赤松孝一議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は6月21日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

大変ご苦労さんでございました。

（散会 午後 3時08分）